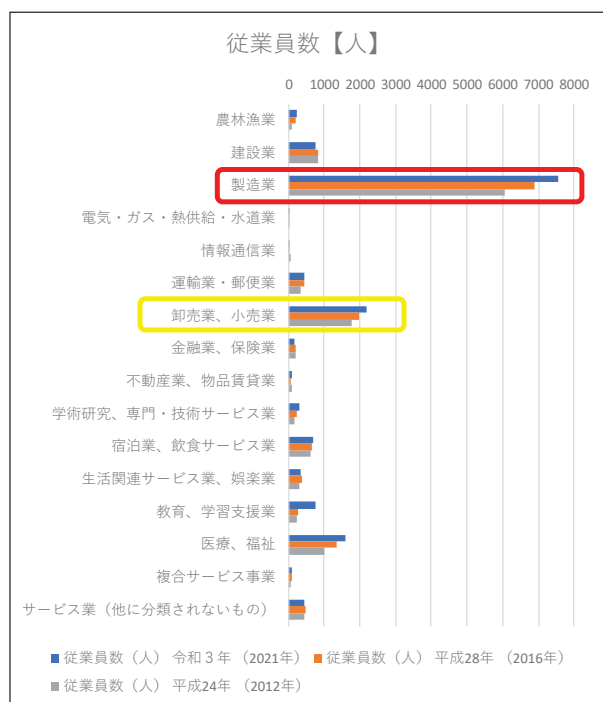
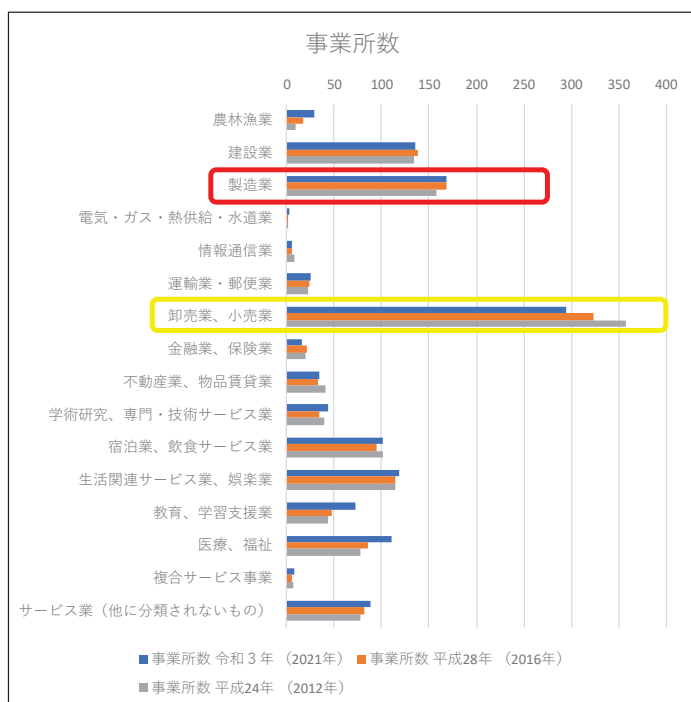


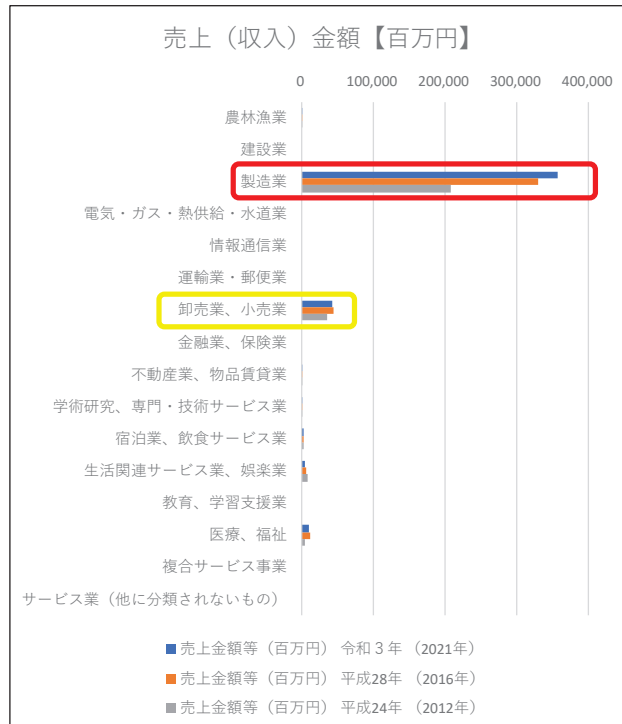
(2)産業

本市の製造業は、従業員数や売上金額が、調査年毎に増加しています。

卸売業、小売業に係る従業員数についても、調査年毎に増加してる一方で、令和3年調査時の売上金額等は、平成28年調査時に比べると2,522百万円の減少となっています。また、卸売業、小売業の事業所数も、調査年毎に減少を続けています。

事業所数・事業者数・売上金額 産業分類(大分類)	事業所数			従業員数(人)			売上金額等(百万円)		
	平成24年 (2012年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)	平成24年 (2012年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)	平成24年 (2012年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)
農林漁業	10	18	29	111	202	248	536	692	1,345
建設業	134	138	136	843	821	773	-	-	-
製造業	158	168	169	6,042	6,888	7,543	207,249	329,372	356,887
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	3	2	11	14	-	-	-
情報通信業	8	5	6	67	18	17	-	-	-
運輸業・郵便業	23	24	25	342	434	426	-	-	-
卸売業、小売業	358	324	294	1,773	1,971	2,182	36,004	45,156	42,634
金融業、保険業	20	21	16	209	212	165	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	41	33	34	102	73	96	1,086	953	1,299
学術研究、専門・技術サービス業	40	35	43	163	228	300	740	900	1,273
宿泊業、飲食サービス業	102	95	102	600	661	678	2,380	2,683	2,377
生活関連サービス業、娯楽業	115	115	119	311	362	346	7,914	6,663	4,792
教育、学習支援業	43	47	73	225	261	753	-	-	-
医療、福祉	78	86	110	993	1,361	1,591	5,774	11,286	10,303
複合サービス事業	7	6	8	54	84	93	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	78	82	88	460	465	459	-	-	-





図：産業別の事業所数、従業員数、売上金額等

資料：経済センサス

工業統計調査においても、住民1人当りの製造品出荷額が増加し続け、かつ県内第1位を維持し続けていることが確認できます。

(万円)

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
富山市	299.8	327.0	348.2	334.1
高岡市	236.5	241.0	252.7	257.3
魚津市	322.2	315.9	319.6	312.4
氷見市	167.8	189.5	199.9	173.5
滑川市	1,026.8	1,046.5	1,085.2	1,193.4
黒部市	487.8	491.1	538.6	538.7
砺波市	415.8	431.3	383.3	381.7
小矢部市	244.1	260.9	276.7	288.9
南砺市	430.3	462.0	442.9	449.0
射水市	534.6	547.1	580.3	585.5
舟橋村	115.7	129.7	174.3	140.4
上市町	384.7	392.5	371.9	381.0
立山町	284.3	317.6	336.2	331.2
入善町	373.4	361.7	424.7	458.3
朝日町	114.2	121.6	128.6	138.2

資料：工業統計調査

(3)公共交通

ア 公共交通ネットワーク

本市の公共交通ネットワークについては、あいの風とやま鉄道が旧 J R 西日本北陸本線を引き継ぐ並行在来線として、県内外及び県内各市町を結ぶ輸送を担っています。

富山地方鉄道（電車）（以下「地鉄電車」という。）は、電鉄富山駅を起点として、県東部の市町村を結ぶ地域輸送を担い、中滑川駅以东において、あいの風とやま鉄道の鉄道線と並行しています。

富山地方鉄道（路線バス）（以下「地鉄バス」という。）は、1 系統（水橋経由滑川線）のみであり、滑川駅前から水橋（富山市）を経て、富山駅前までを結んでいます。

市北部を運行しているあいの風とやま鉄道、地鉄電車、地鉄バスを面的に補完する形で、市コミュニティバス「のる my car」が運行されています。

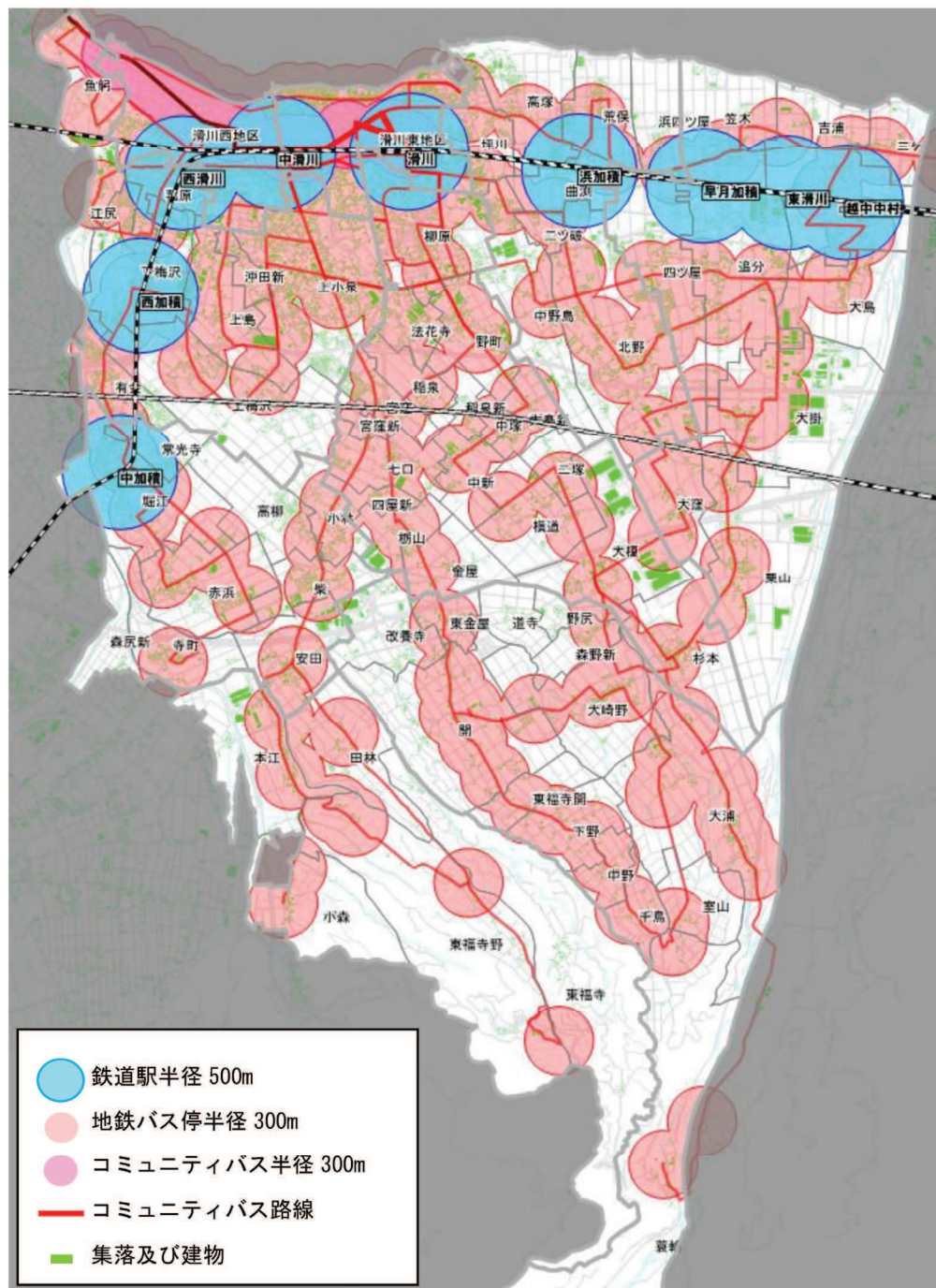


図：滑川市と周辺市町村との公共交通ネットワーク

資料：滑川市地域公共交通計画

イ 公共交通カバー状況

地鉄バス及びコミュニティバスのバス停を中心として半径 300m の範囲、鉄道駅を中心として半径 500m 以内をカバー地域として定義すると、本市においては主要な集落はほとんど網羅していますが、平地の一部ではカバーされていない空白地域が見られます。

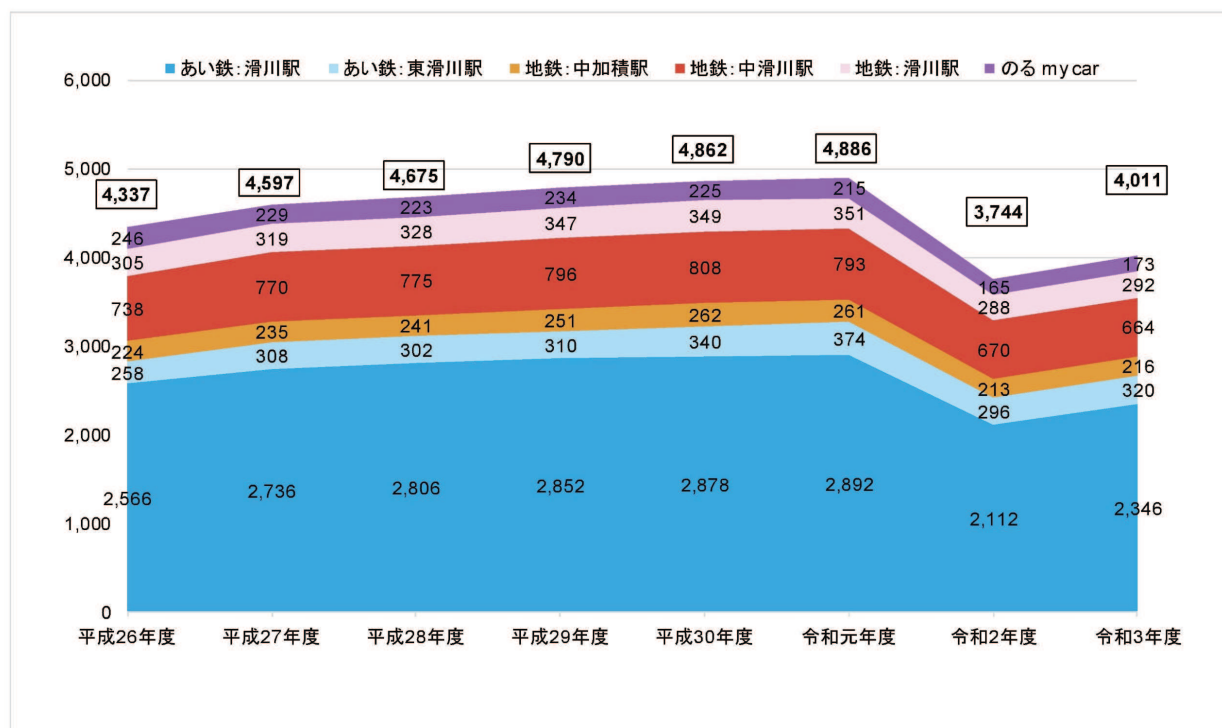


図：公共交通カバー圏域（令和 4 年 12 月現在）

資料：滑川市地域公共交通計画

ウ 市内公共交通の1日あたりの利用者数の推移

市内の公共交通利用者数（鉄道・バスの合計）は、令和元年度（2019年度）に4,886人/日となるまでは、微増傾向を示していたものの、コロナ禍の影響を受けた令和2年度（2020年度）には3,744人/日まで落ち込み、その後令和3年度（2021年度）には4,011人まで回復したものの、コロナ禍前の8割程度の水準にとどまっています。



図：市内公共交通の1日当たり利用者数の推移（人／日）

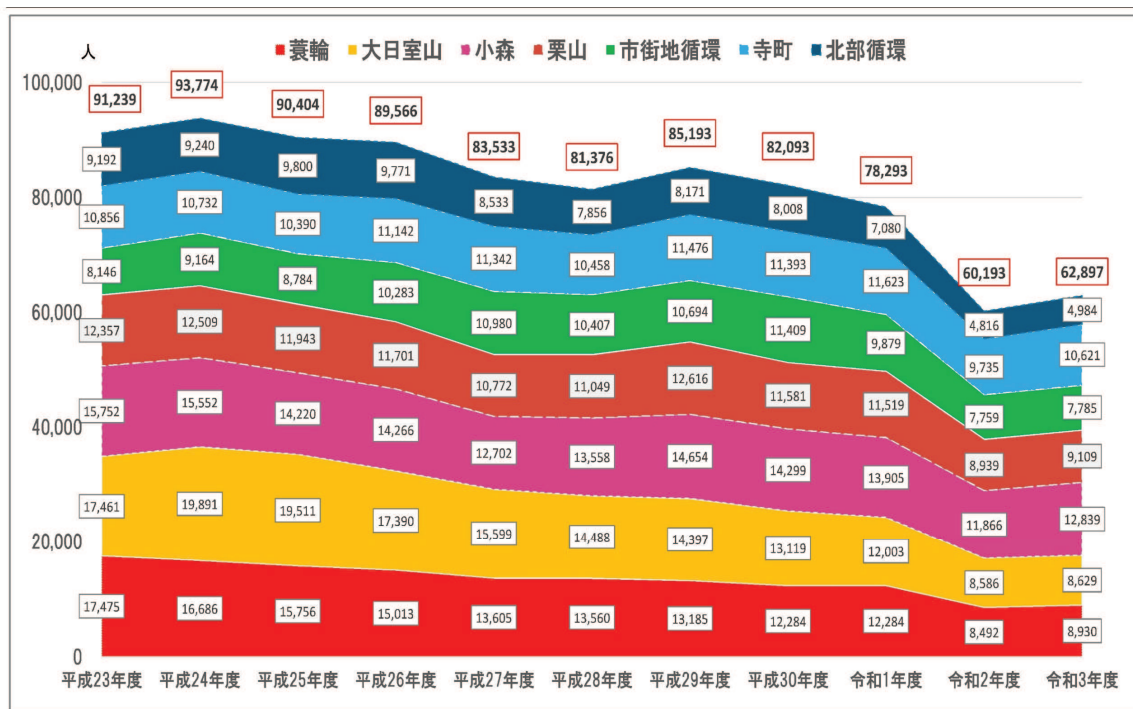
資料：滑川市地域公共交通計画

エ 市コミュニティバス「のる my car」の利用状況

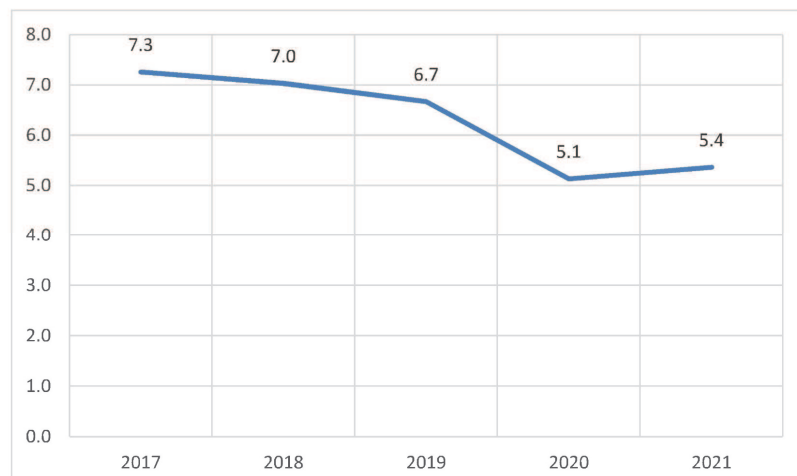
平成24年度（2012年度）の約94千人の利用者をピークに、その後、平成28年度（2016年度）の約81千人の利用者まで緩やかに減少が続きました。

平成29年度（2017年度）には約85千人に一時増加しましたが、その後再び減少を続け、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響もあり、令和2年度（2020年度）には、約60千人にまで減少しました。

その後、令和3年度（2021年度）では、約63千人と若干の回復が見られましたが、令和元年度（2019年度）の数字には至っていません。令和3年度（2021年度）の1便あたりの利用者数は、5.4人となっています。



図：利用者数の推移



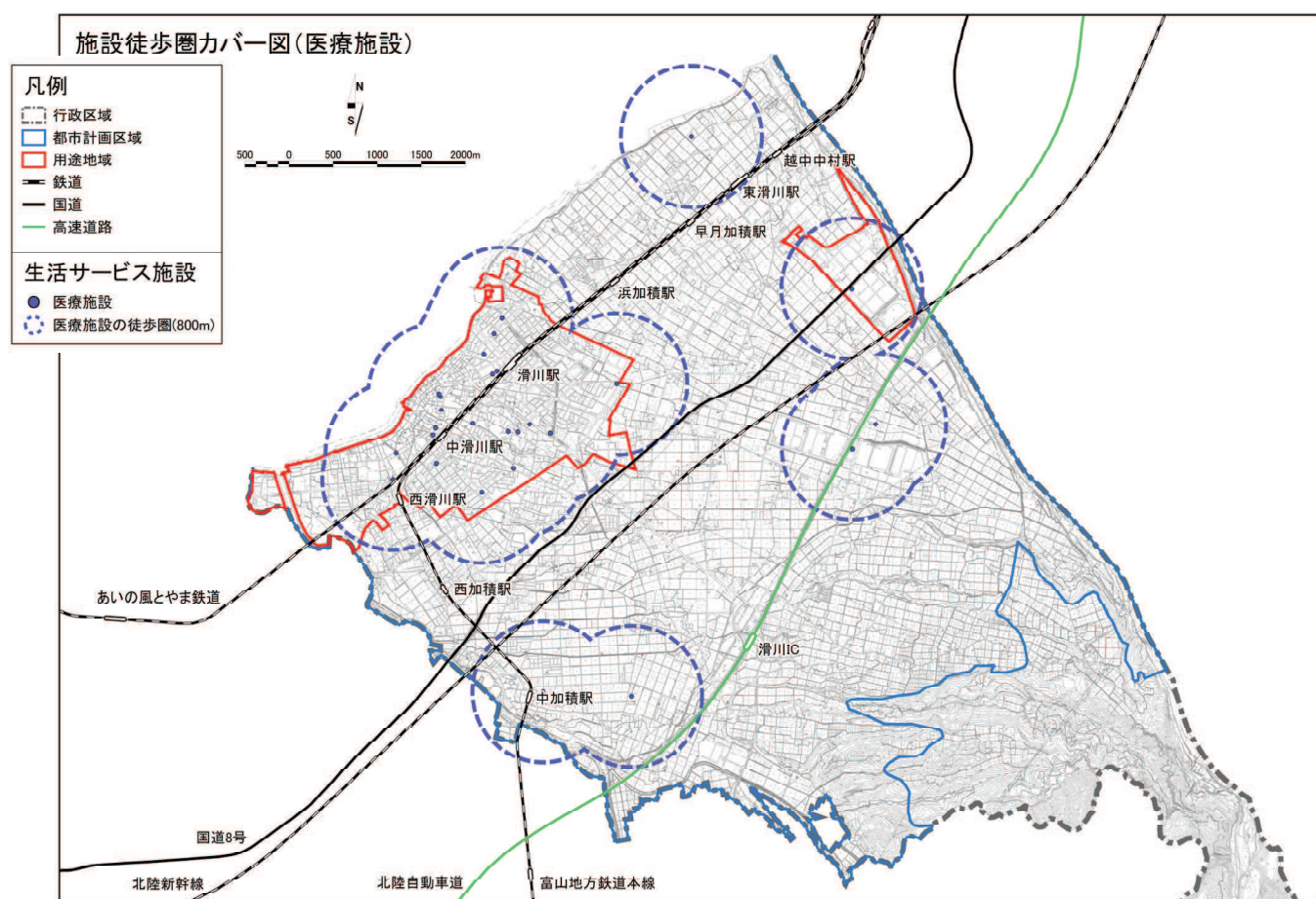
図：便平均利用者数の推移（人／便）【路線全体】

資料：滑川市地域公共交通計画

(4)都市施設の分布

ア 医療施設

病院や診療所は、主に用途地域内にまとまって立地しており、用途地域内の徒歩圏（800m）人口カバー率は、約96%となっています。郊外での立地も見られますが、企業内診療所もあり、市民の方が利用されることを考慮すると、場合によっては、用途地域内までの移動が必要になるものと考えられます。

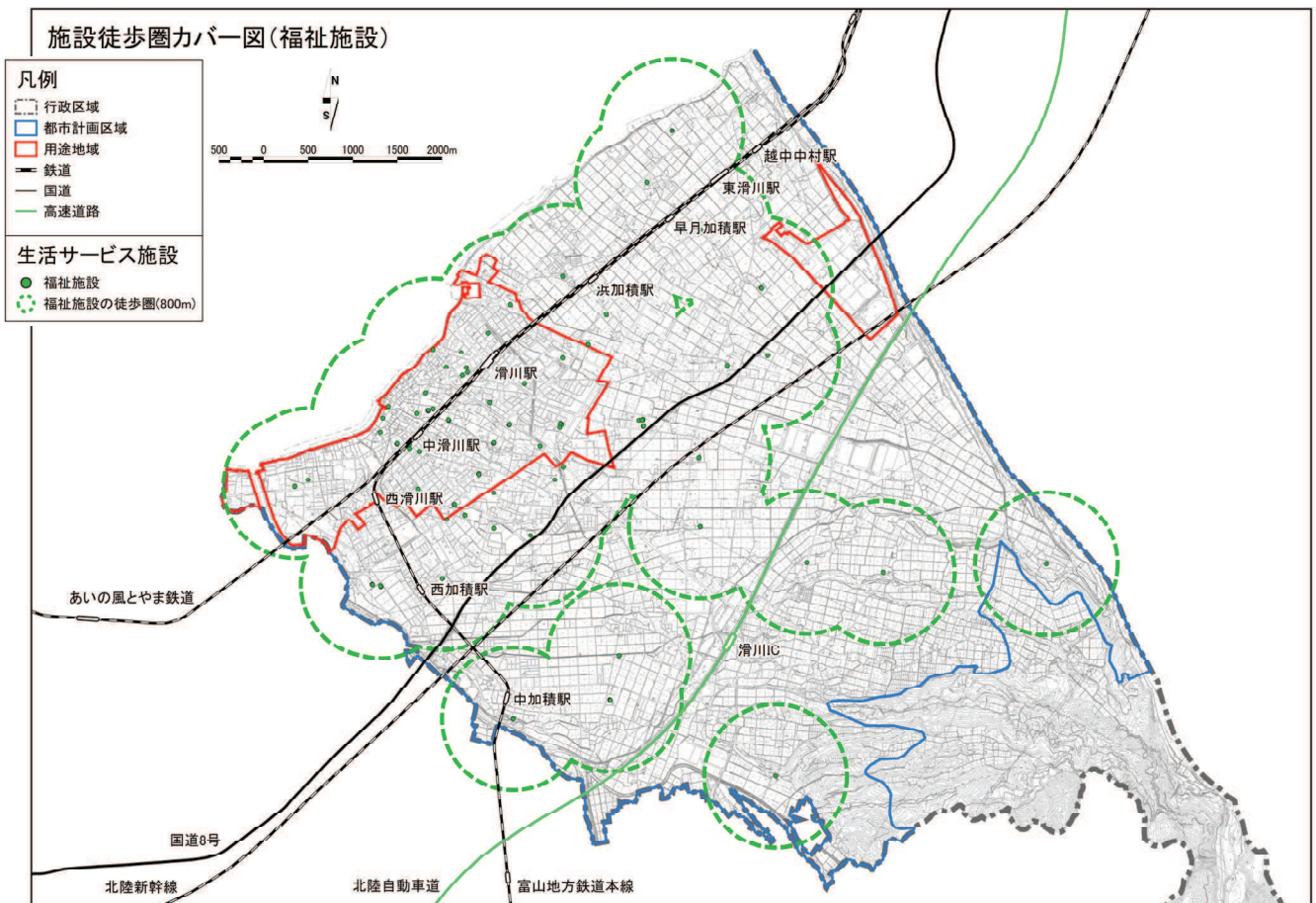


図：医療施設の徒歩圏人口カバーの状況

資料：国土数値情報

イ 福祉施設(保育所・園なども含む)

福祉施設は主に用途地域内にまとまって立地しており、用途地域内の徒歩圏(800m)人口カバー率は、約99%となっています。しかし、郊外には比較的大きな規模の福祉施設も点在しています。場合によっては、用途地域内外の往復移動が必要になるものと考えられます。

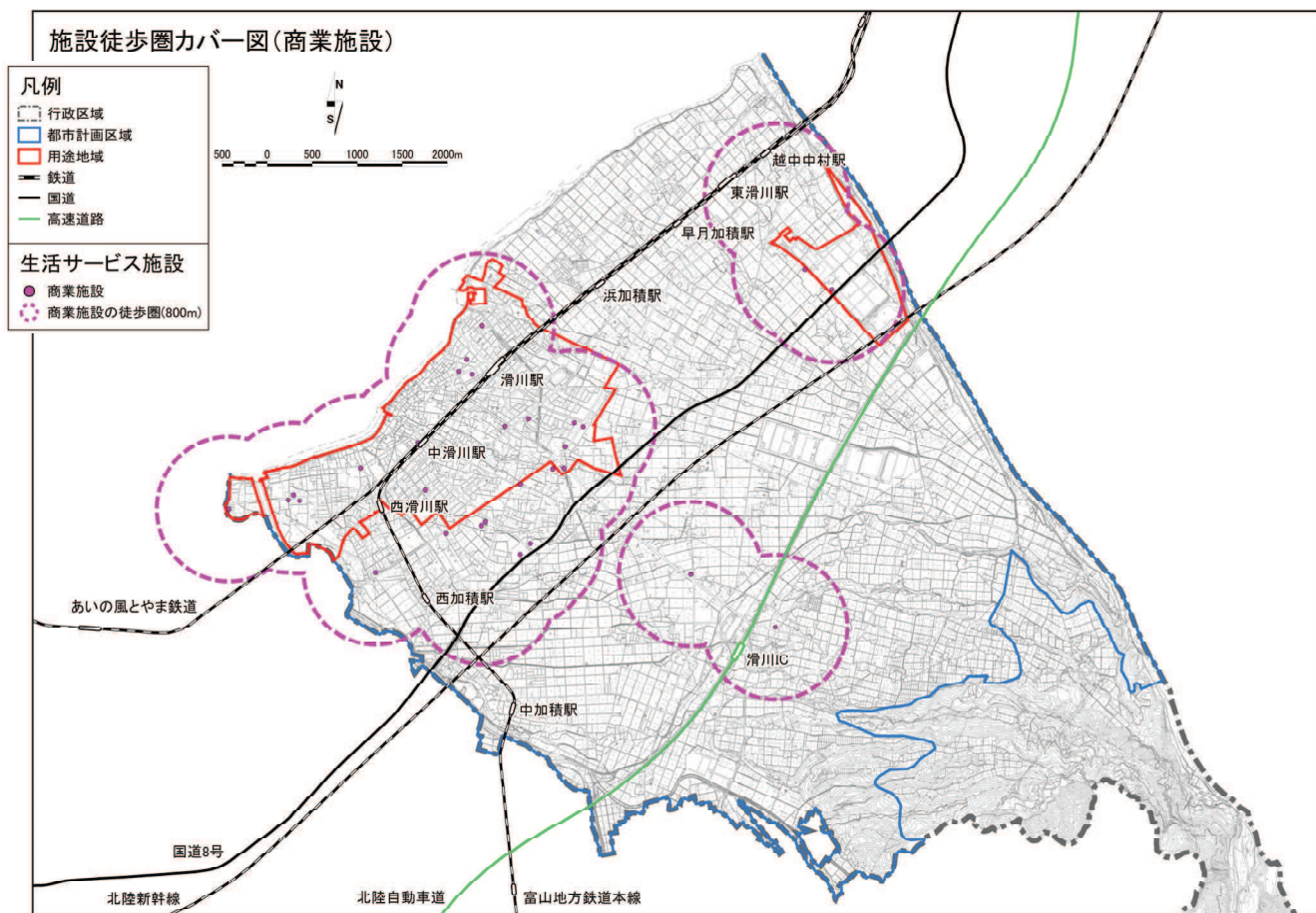


図：福祉施設の徒歩圏人口カバーの状況

資料: 国土数値情報

ウ 商業施設

商業施設は主に用途地域内にまとまって立地しており、用途地域内の徒歩圏（800m）人口カバー率は、約 99%となっています。また、用途地域外の国道 8 号沿線に大規模小売店舗が立地しています。

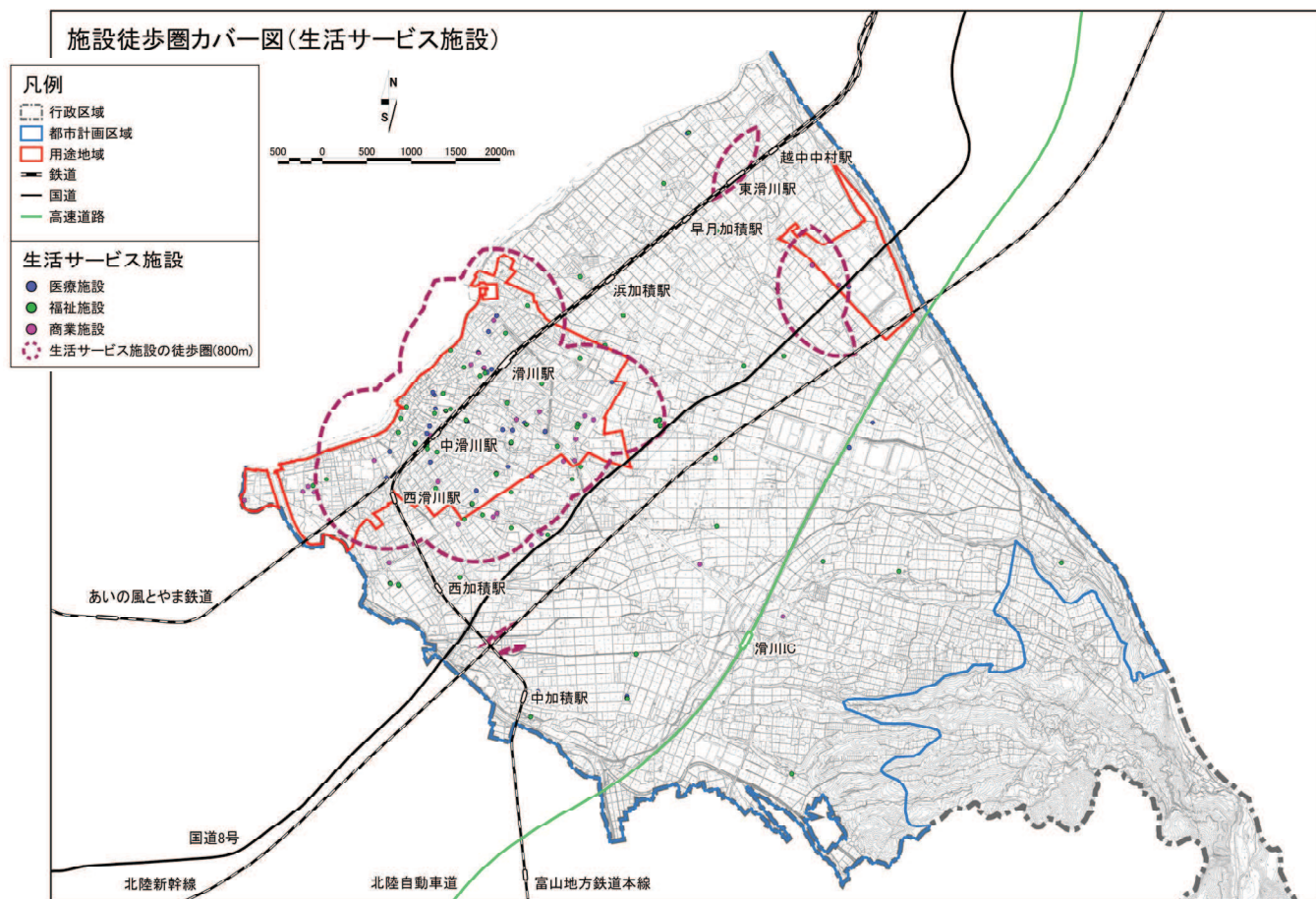


図：商業施設の徒歩圏人口カバーの状況

資料：滑川市調べ

エ 生活サービス施設

医療施設、福祉施設、商業施設の徒歩圏（800m）が重複する生活施設の人口カバー率は、約95%となっており、用途地域内を概ね全域カバーしています。

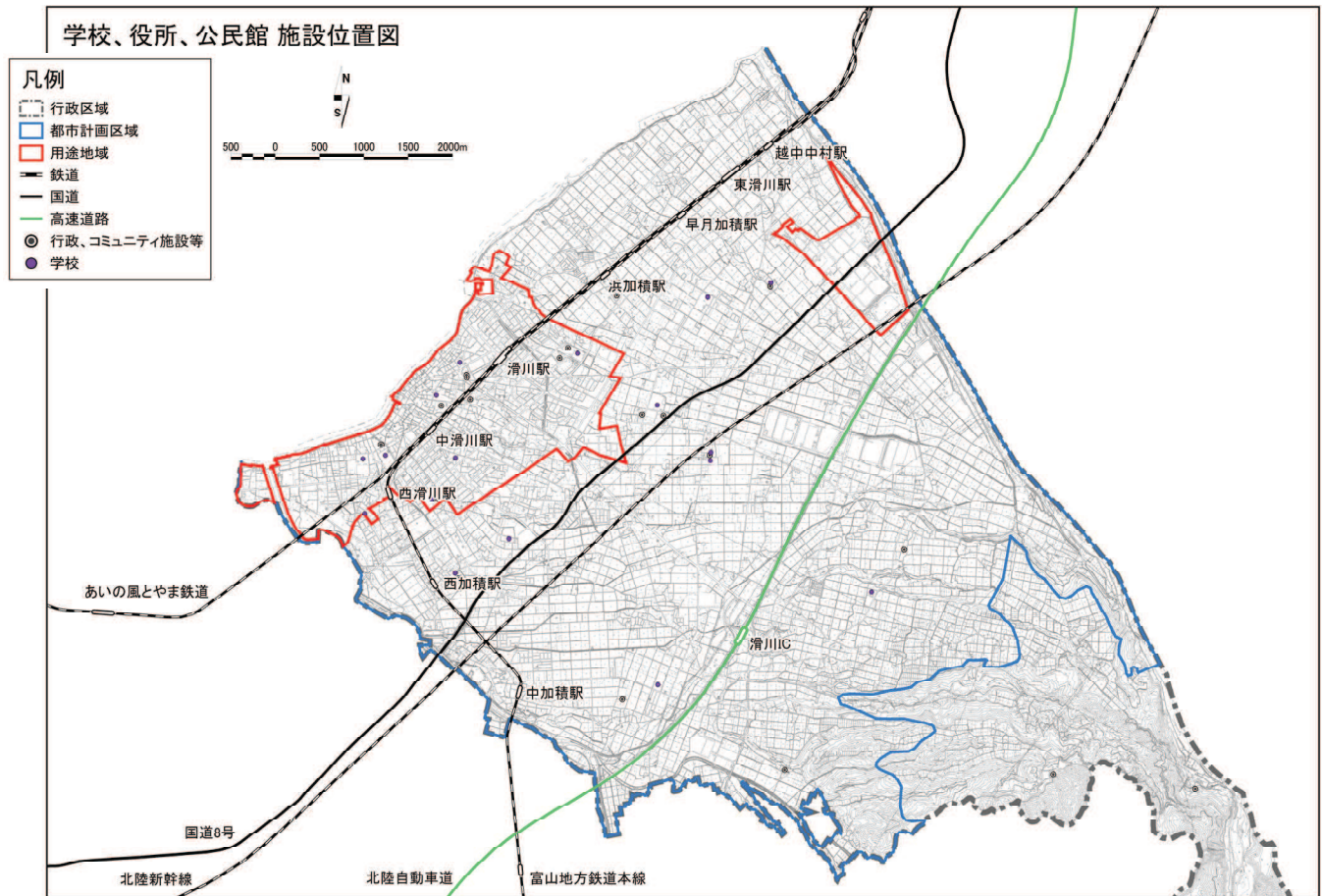


図：生活サービス施設の徒歩圏人口カバーの状況

資料：滑川市調べ

オ 学校・役所・地区公民館など

小・中学校及び役所、地区公民館は、滑川東・西地区や浜・早月・北・東・中・西・加積地区にそれぞれ立地しています。市立南部小学校のみ、スクールバスを運行し、児童生徒の移動の一助となっています。

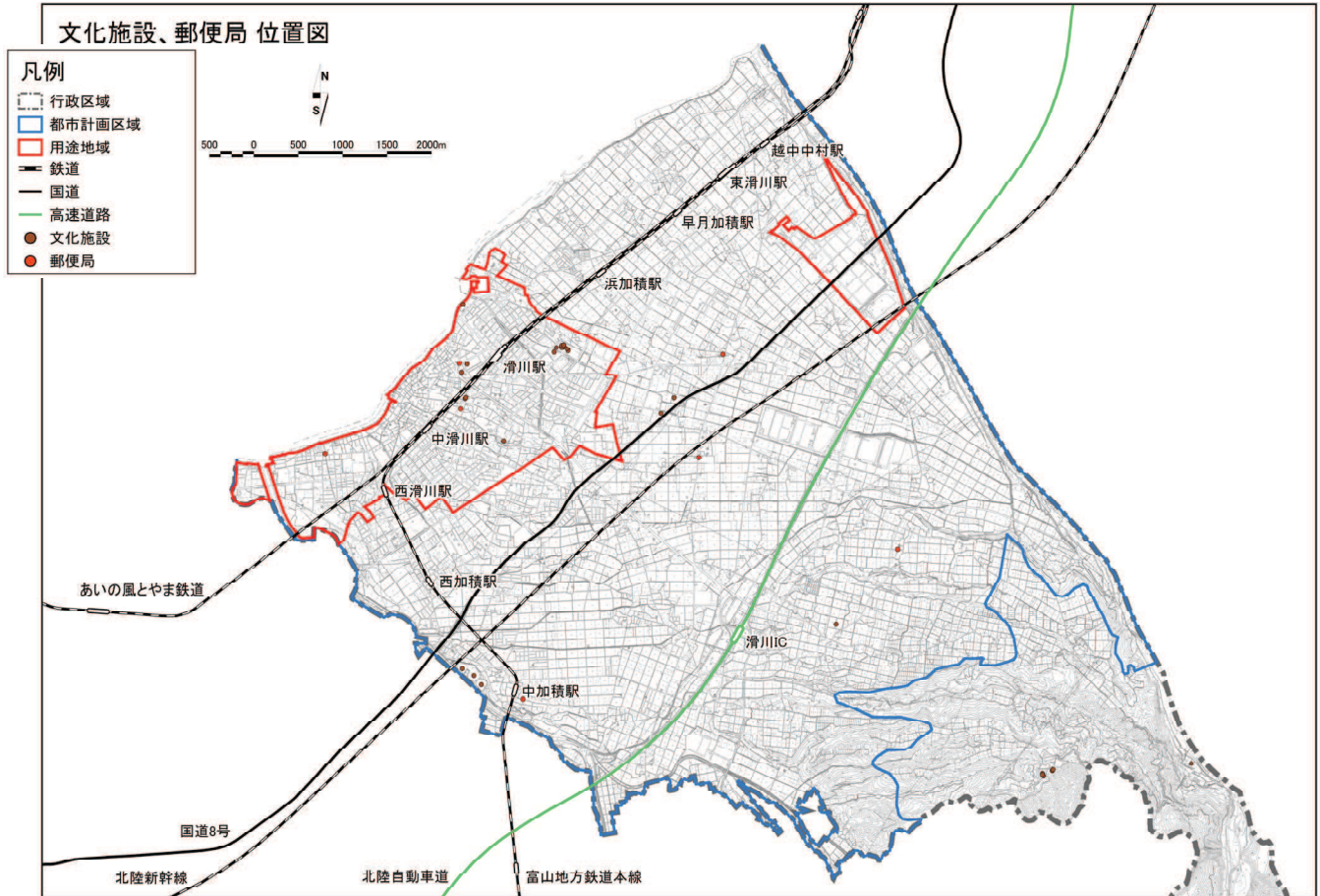


図：学校・役所・地区公民館などの立地状況

資料：国土数値情報

カ 文化施設、郵便局

文化施設、郵便局は用途地域内に多く立地しています。また、北加積地区、中加積地区、東加積地区においてもそれぞれ立地しています。



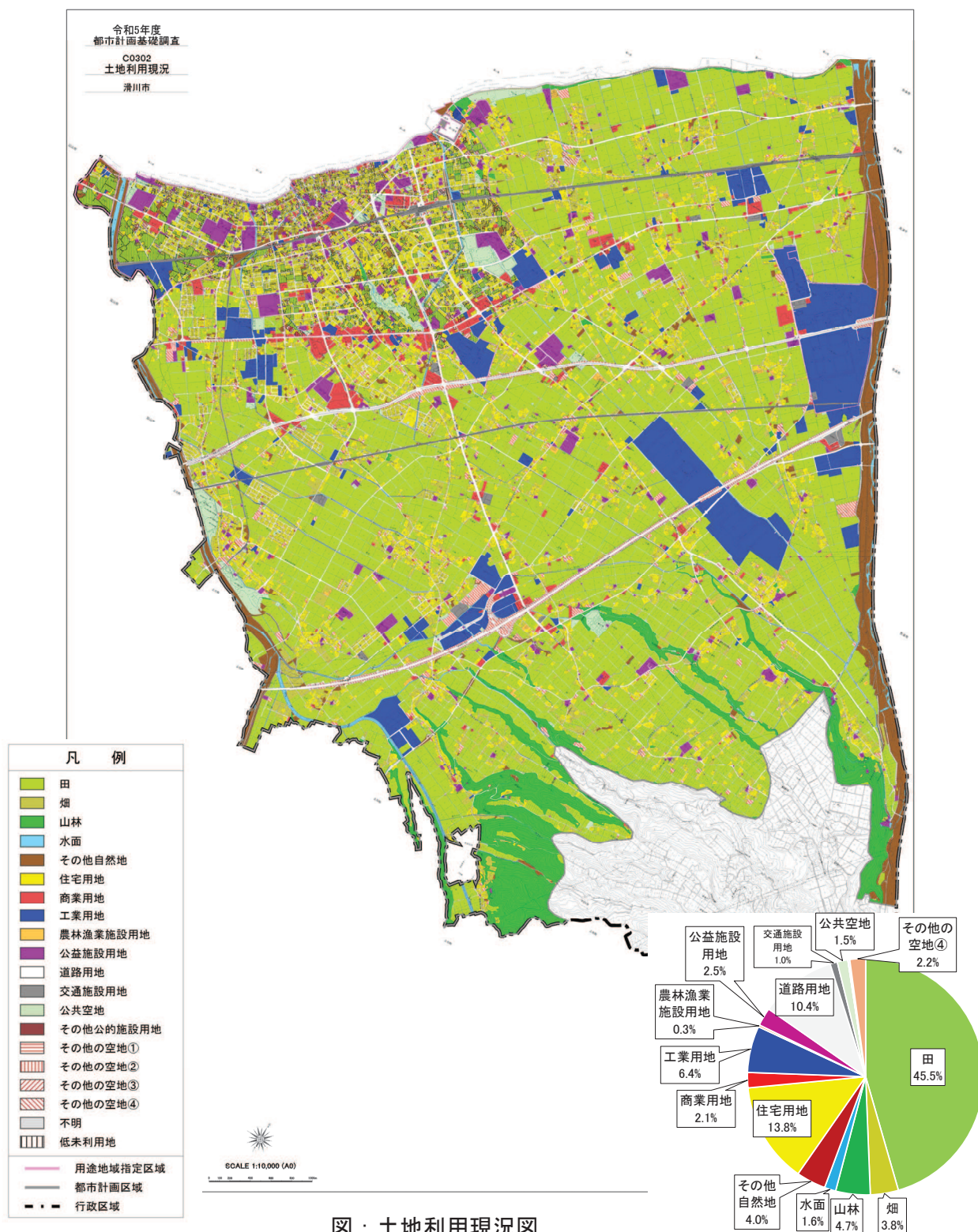
図：文化施設、郵便局の立地状況

資料：国土数値情報

(5)土地利用

ア 都市計画区域

都市計画区域区域内の土地利用面積割合は、「田」が約46%を占め最も多く、自然的土地利用の合計では約60%となっています。都市的土地利用では、「住宅用地」が約14%で最も多く、次いで「道路用地」が約10%となっています。

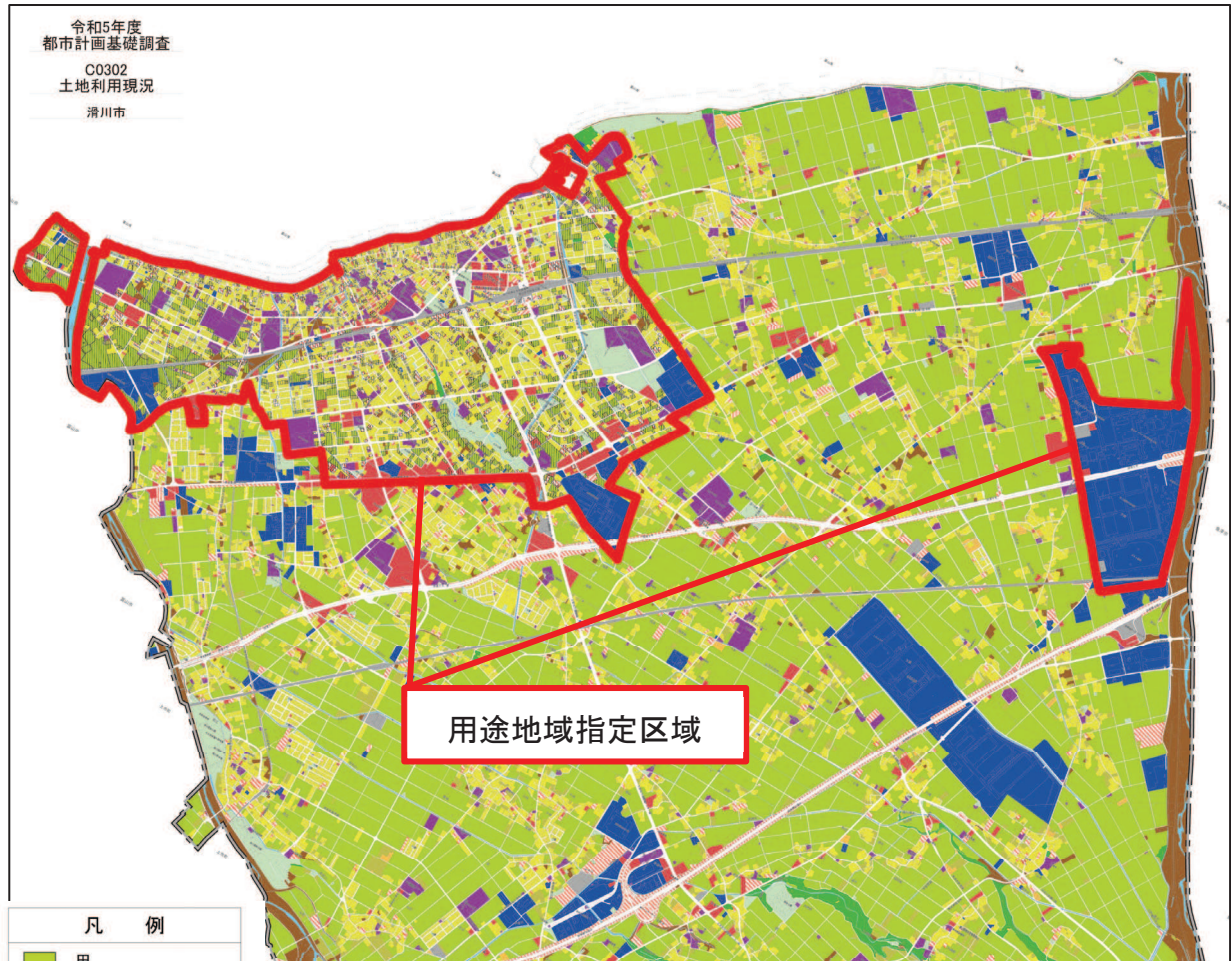


図：土地利用現況図

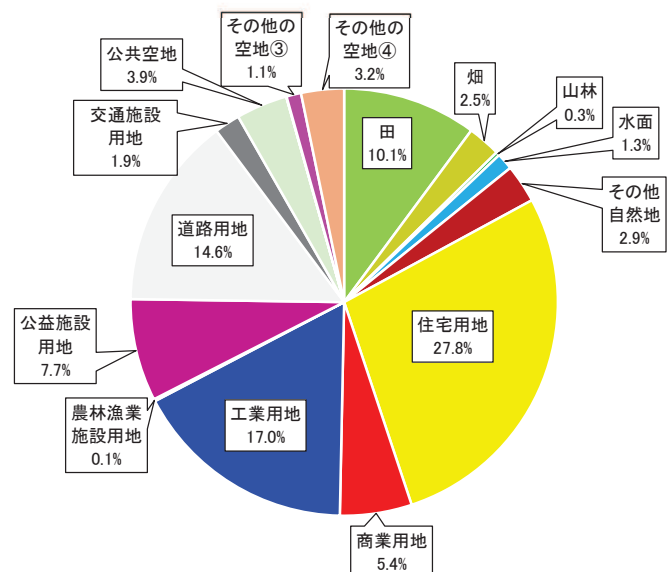
資料：令和5年度都市計画基礎調査

イ 用途地域

用途地域内の土地利用面積割合は、「住宅用地」が約 28%を占め最も多く、次いで「工業用地」が約 17%、「道路用地」が約 15%となっています。田・畑・法面や改変工事中の土地を除く空き地及び空家・空き店舗の存する土地とされる低未利用地は、約 17%（113.2ha）となっています。



図：土地利用現況図（用途地域周辺拡大）



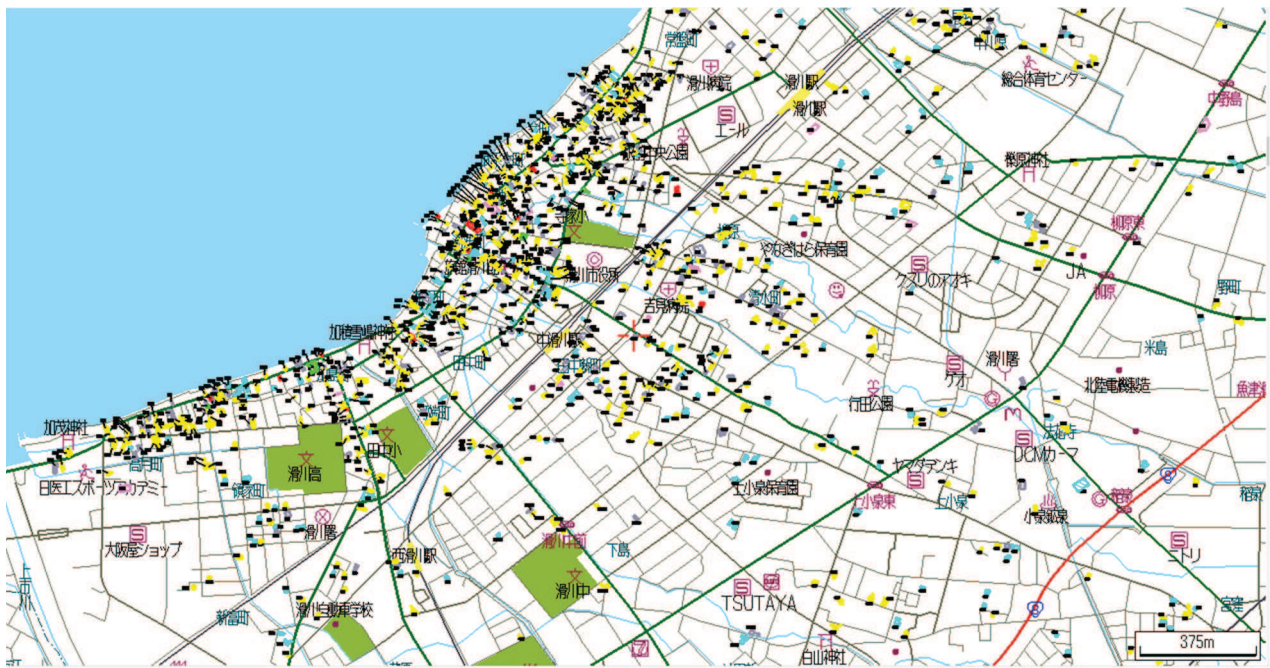
資料：令和5年度都市計画基礎調査

(6)空き家の状況

本市は、平成 27 年度から継続的に空き家の調査を行っています。令和 6 年 3 月 31 日現在の調査結果によれば、市内での空き家件数は 769 件にのぼり、内、滑川東・西地区で、460 件（滑川東 307・滑川西 153 件）となっており、約 6 割がこの地区に集中しています。

その他、浜加積地区から山加積地区まで、市内全地区で、空き家の存在が確認されています。

地区名	空家（普通）	危険	特定	計	割合
滑川東	298	9	0	307	39.9%
滑川西	146	7	0	153	19.9%
浜加積	54	0	0	54	7.0%
早見加積	35	2	0	37	4.8%
北加積	50	2	0	52	6.8%
東加積	29	5	0	34	4.4%
中加積	55	1	0	56	7.3%
西加積	59	0	0	59	7.7%
山加積	13	4	0	17	2.2%
計	739	30	0	769	100.0%



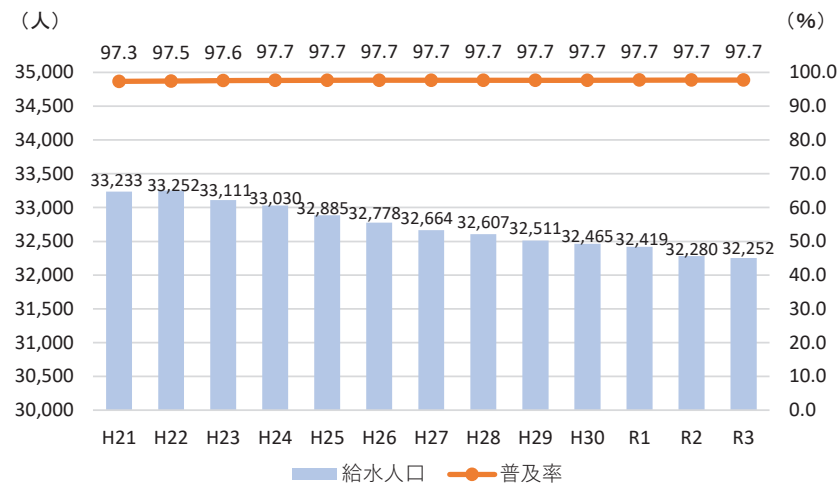
図：空き家の分布状況

資料：滑川市建設部都市計画課（庁内資料）

(7) 上・下水道

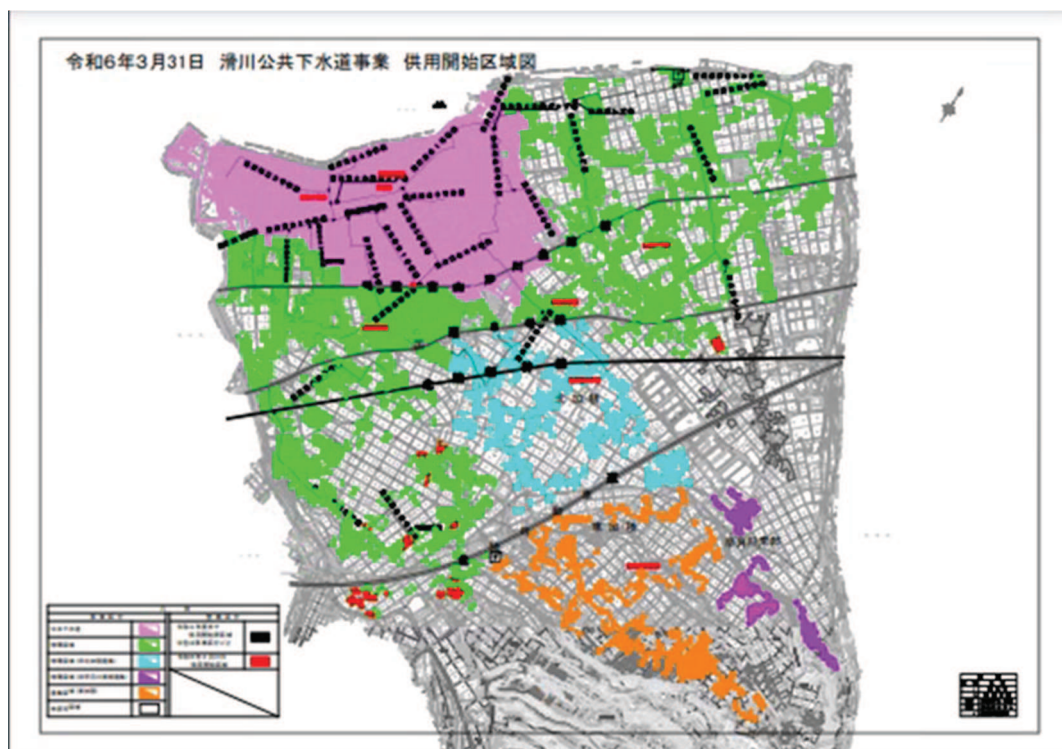
ア 上水道

本市の上水道の普及率は、横ばい傾向を示しており、令和3年度（2021年度）では、給水人口が32,252人で普及率97.7%となっています。



イ 下水道

本市の公共下水道は、生活環境の改善と快適さの向上のため、昭和53年（1978年）に基本計画を策定、翌昭和54年（1979年）から事業に着手し、平成2年（1990年）から一部供用を開始しました。現在では多くの方が下水道を利用できるようになりました。



図：滑川公共下水道事業 供用区域図

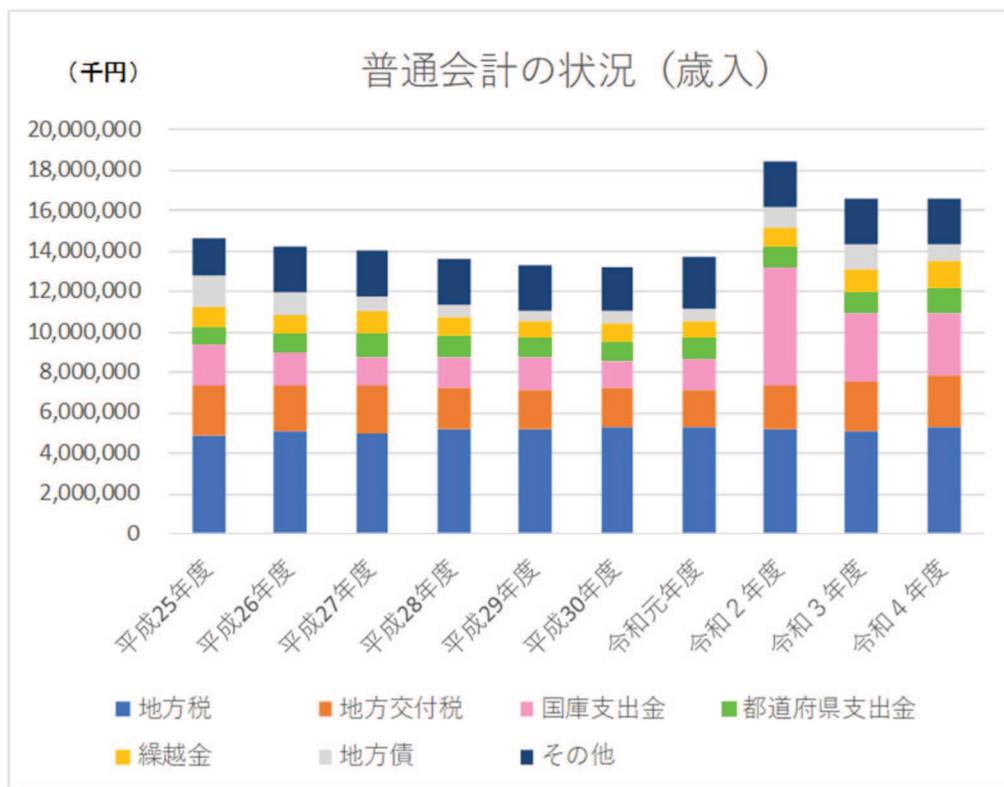
(8) 財政

ア 歳入

主要な歳入である「地方税」は、企業等の業績などを要因とした、市税収入の増減、3年に一度見直しがある固定資産税の増減により、その収入額は変動します。

人口が減少していくとされるなかで、安定的な市税等の確保は重要な課題であると考えられます。

※令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症等の対策に関する施策のため、一時的に国庫支出金の歳入割合が多くなっています。



	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
地方税	4,885,797	5,080,335	4,982,374	5,183,895	5,207,928	5,254,132	5,263,498	5,227,026	5,087,152	5,329,106
地方交付税	2,489,956	2,287,306	2,316,714	2,111,228	1,918,417	1,946,635	1,888,292	2,086,367	2,444,446	2,492,323
国庫支出金	2,066,962	1,674,162	1,517,957	1,465,375	1,610,313	1,389,630	1,581,983	5,842,674	3,383,805	3,110,876
都道府県支出金	775,727	836,901	1,056,480	1,051,888	933,327	944,724	1,003,107	1,071,415	1,073,380	1,209,247
繰越金	997,018	915,000	1,155,397	967,402	821,945	898,447	787,535	948,016	1,104,200	1,331,403
地方債	1,624,000	1,133,500	777,500	584,400	606,200	637,400	671,100	1,008,600	1,223,800	833,400
その他	1,854,896	2,348,557	2,250,020	2,225,733	2,205,985	2,087,752	2,558,610	2,227,505	2,304,829	2,295,233
歳入計	14,694,356	14,275,761	14,056,442	13,589,921	13,304,115	13,158,720	13,754,125	18,411,603	16,621,612	16,601,588

図：普通会計の状況 (歳入)

資料：市町村財政関係データ-富山県

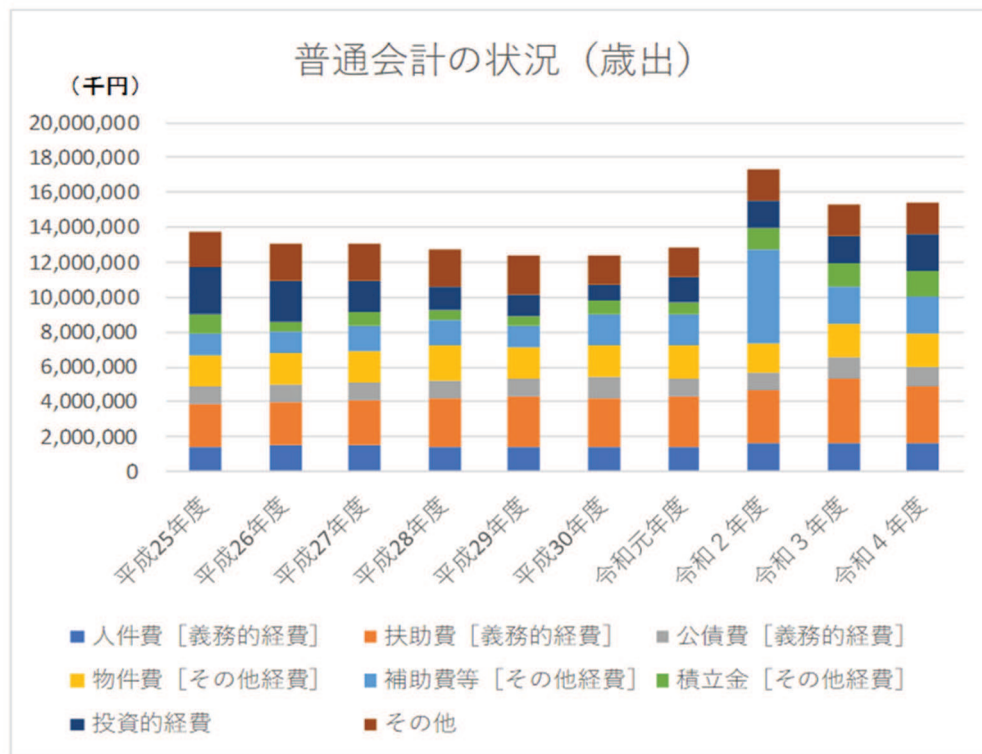
イ 歳出

人件費については、職員数の適正化や必要最小限の手当のみを設けることで、抑制を図っています。

補助金等は、新型コロナウイルス感染症等の対策など、社会情勢を反映した特別定額給付金などの支給があった際に、一時的に大きく変動します。

今後は、子育て支援策の充実や障がい者の方の自立支援給付、高齢福祉のための社会福祉費に係る扶助費や、道路、水道及び下水道施設をはじめとする社会インフラ整備の改築・更新なども控えており、投資的経費の増加も予想されます。

慎重な見極めにより抑制に努めてきた公債費は、今後、公共施設等の整備等も予定されることから、新規地方債の発行につきましては、これまで以上に慎重な見極めが必要になるものとされています。



	(千円)									
	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
人件費〔義務的経費〕	1,451,761	1,503,237	1,498,394	1,455,768	1,467,422	1,400,632	1,417,538	1,646,436	1,661,528	1,673,469
扶助費〔義務的経費〕	2,381,631	2,441,511	2,604,465	2,767,696	2,813,927	2,837,553	2,931,373	3,053,063	3,726,135	3,238,515
公債費〔義務的経費〕	1,049,066	1,008,781	972,916	1,026,813	1,052,499	1,184,667	1,018,165	973,164	1,216,425	1,070,419
物件費〔その他経費〕	1,800,499	1,797,176	1,822,888	2,025,245	1,823,146	1,794,591	1,823,335	1,663,089	1,861,902	1,979,429
補助費等〔その他経費〕	1,270,139	1,308,800	1,433,459	1,366,879	1,238,147	1,850,544	1,877,104	5,385,747	2,167,548	2,072,944
積立金〔その他経費〕	1,066,496	533,942	772,972	660,466	553,098	747,921	639,067	1,197,809	1,269,556	1,489,868
投資的経費	2,723,914	2,349,762	1,813,560	1,246,651	1,177,779	852,012	1,415,045	1,569,832	1,576,306	2,150,346
その他	2,035,850	2,177,155	2,170,387	2,218,458	2,279,650	1,703,265	1,684,482	1,818,263	1,810,709	1,714,870
歳出計	13,779,356	13,120,364	13,089,041	12,767,976	12,405,668	12,371,185	12,806,109	17,307,403	15,290,109	15,389,860

図：普通会計の状況（歳出）

資料：市町村財政関係データ-富山県

ウ 公共施設管理計画

『滑川市公共施設等総合管理計画』によれば、本市は、道路、橋りょう及び上・下水道管などの社会基盤施設（いわゆるインフラ施設）や学校教育施設をはじめ、文化会館や図書館、公園などのように市民の方々が利用する施設、市役所などのような行政サービスを提供するための施設など、様々な施設を有しています。

公共施設等	
公共建築物 152 施設 (221 棟) 総床面積 173,782.45m ² (令和2年9月現在)	インフラ施設 (平成 31 年3月現在)
・行政系施設 ・学校教育施設 ・住宅施設 ・上下水道施設 など	・道路 (750 路線、実延長約 288 km、道路部面積約 1.9 km²) ・橋りょう (297 橋、実延長約 2km、道路部面積約 0.016 km²) ・水道管 (延長約 252 km、導水管、送水管、配水管) ・下水道管 (延長約 317 km、コンクリート管、塩ビ管、その他)

昭和 30 年代後半から平成 4 年度を中心に建設が行われましたが、それぞれ建築物やインフラ施設の建設年度や耐用年数は異なっています。また、全体の約 97% の施設で、新耐震基準（昭和 56 年度（1981 年度）以降）を満たす耐震状況となっています。

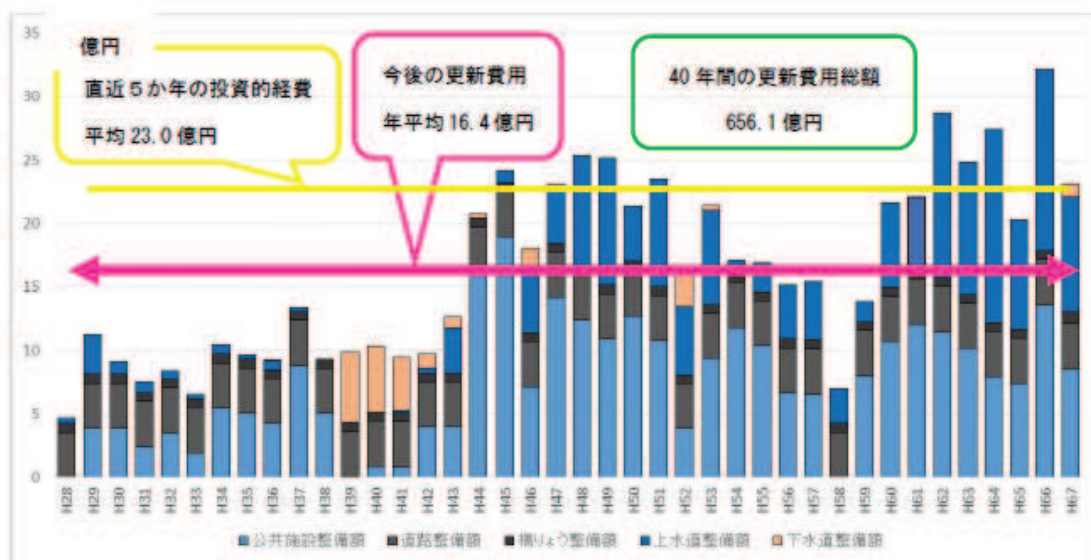
これら公共施設等は、老朽化が急速に進行していくものと考えられ、老朽化対策、耐震化などの計画的な修繕や更新が必要となってきます。

人口減少、少子高齢化が進むなかで、将来の社会情勢や財政状況、市民ニーズを的確に見極めたうえで更新を行っていく必要があります、幅広い視野から公共施設全体を効率的、効果的に最適化するためのマネジメント進めていく必要があります。

本市における公共施設等は、耐震を含めた大規模改修をはじめ、小修繕や機能増強により延命を図るなど適切な維持管理を行ってきており、こうした管理手法に加え、長寿命化に重点を置き、適切な維持管理を行うことし、一定の条件下で、機械的に維持管理費用を試算シミュレーションしています。

総額は、平成 28 年度（2016 年度）からの 40 年間で 656.1 億円、年平均 16.4 億円と試算されています。

		公共建築物	インフラ					合計
			道路	橋りょう	上水道	下水道	小計	
延伸した場合の更新費用	40年	295.9億円 (△265.0)	142.6億円 (△95.0)	27.6億円 (△21.9)	167.0億円 (△98.6)	23.0億円 (△276.0)	360.2億円 (△491.5)	656.1億円 (△756.5)
	年平均	7.4億円 (△6.6)	3.5億円 (△2.5)	0.7億円 (△0.5)	4.2億円 (△2.4)	0.6億円 (△6.9)	9.0億円 (△12.3)	16.4億円 (△18.9)



図：公共施設等の維持管理・更新費用の見通し

●今後の施設の維持管理・更新に係る基本的な方針

- I 「適切な維持管理と長寿命化の推進」・・・建物・インフラ
- II 「施設の機能移転・統合・複合化」・・・建物
- III 「施設総量の適正化」・・・建物
- IV 「指定管理者制度などの積極的な導入と利便性の上」・・・建物

資料：滑川市公共施設等総合管理計画

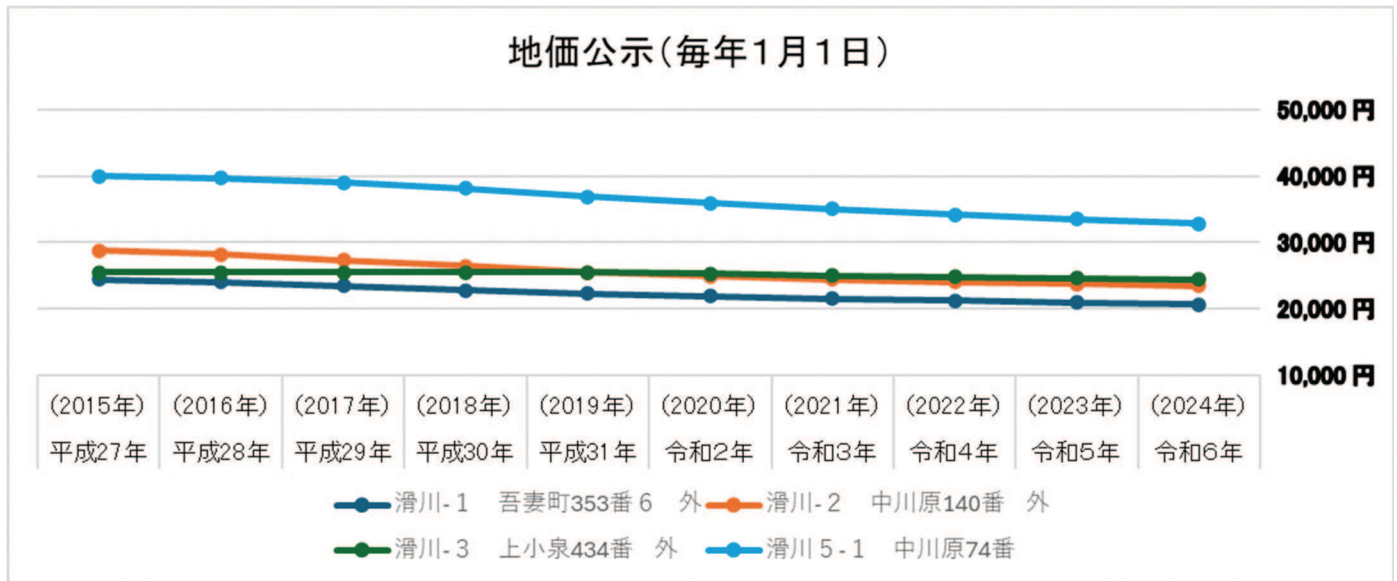
(9)地価

市内の地価の基準となる、地価公示（●：（国4つ）基準日：毎年1月1日）や地価調査（■：（県7つ）基準日：毎年7月1日）は、国道8号以北に不動産鑑定地点が設定されています。令和6年（2024年）から過去10年間（一部を除く）で、すべての調査地点において下落が続く状況となっており、下落率は、10%～20%となっています。また、滑川駅付近の調査地点の下落率が約18%と大きくなっています（令和元年から調査の「滑川-6 柳原50番1」を除く）。



図：地価の位置図

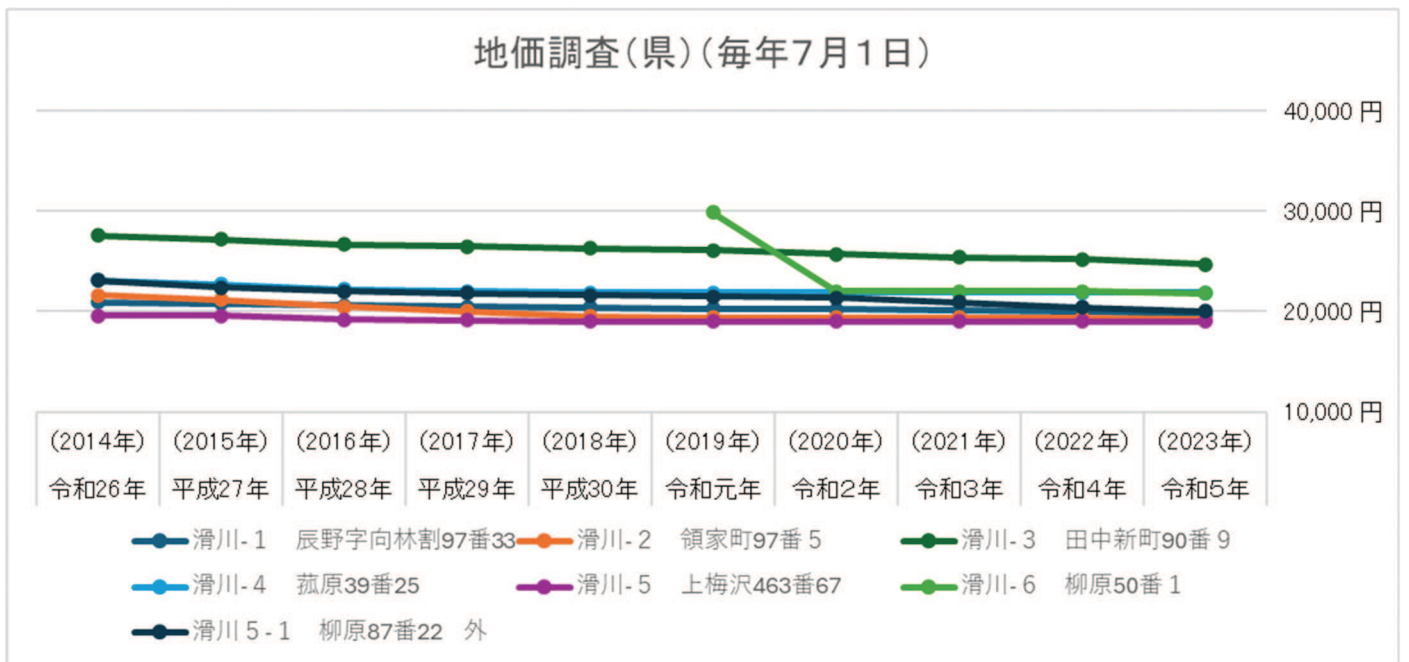
ア 地価公示



(単位:円)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	10年間 下落価格	10年間 下落率(%)
滑川-1 吾妻町353番6 外	24,400	24,000	23,400	22,800	22,300	21,900	21,500	21,200	20,900	20,600	▲ 3,800	▲ 15.6
滑川-2 中川原140番 外	28,800	28,200	27,300	26,400	25,500	24,900	24,400	24,000	23,700	23,400	▲ 5,400	▲ 18.8
滑川-3 上小泉434番 外	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,300	25,000	24,800	24,600	24,400	▲ 1,100	▲ 4.3
滑川5-1 中川原74番	40,000	39,700	39,000	38,100	36,900	35,900	35,000	34,200	33,500	32,800	▲ 7,200	▲ 18.0

イ 地価調査



(単位:円)

	令和26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	10年間 下落価格	10年間 下落率(%)
滑川-1 辰野字向林割97番33	20,900	20,800	20,600	20,500	20,400	20,300	20,200	20,100	20,000	19,700	▲ 1,200	▲ 5.7
滑川-2 領家町97番5	21,600	21,200	20,500	20,000	19,500	19,400	19,400	19,400	19,400	19,200	▲ 2,400	▲ 11.1
滑川-3 田中新町90番9	27,600	27,200	26,700	26,500	26,300	26,100	25,700	25,400	25,200	24,700	▲ 2,900	▲ 10.5
滑川-4 菰原39番25	23,100	22,700	22,200	22,000	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	▲ 1,200	▲ 5.2
滑川-5 上梅沢463番67	19,600	19,600	19,200	19,100	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	▲ 600	▲ 3.1
滑川-6 柳原50番1	-	-	-	-	-	29,900	22,000	22,000	22,000	21,800	▲ 8,100	▲ 27.1
滑川5-1 柳原87番22 外	23,100	22,400	22,000	21,800	21,600	21,500	21,400	20,900	20,400	20,000	▲ 3,100	▲ 13.4

※滑川-6 柳原50番1は、令和元年7月1日から、不動産鑑定地点へ

図：地価の推移

3 上位・関連計画

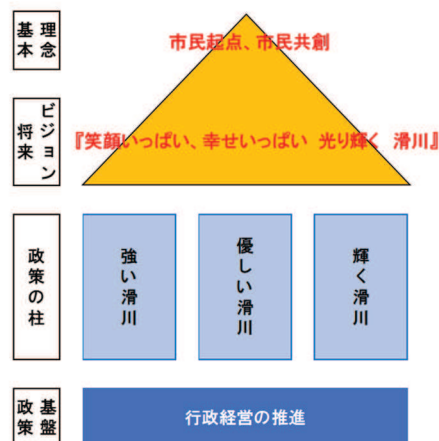
(1) 第5次滑川市総合計画・総合戦略(令和3年(2021 年)3月策定)

ア 第5次滑川市総合計画

東日本大震災や記憶に新しい令和6年1月の能登半島地震などをはじめとする大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等への対応、少子高齢化の一層の進展に起因する社会構造の変化や新たな行政課題の発生など、まちづくりを取り巻く状況も大きく変化しています。

第5次総合計画は、これまでの取組みをさらに進めるとともに、以前に比べて未来予測が不可能な新しい時代の潮流をふまえ、これらに対応した目標を、市民をはじめとした関係者と共有し、戦略的かつ実効性の高い施策を推し進めるための指針として策定されています。

まちづくりの基本理念を「市民起点、市民共創」とし、「笑顔いっぱい 幸せいっぱい 光り輝く 滑川」という目指すべき将来像の実現に向け、各種政策を推進していくこととしています。



イ 第2期滑川市総合戦略

本市では、平成26年(2014年)に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の目的に沿って、人口減少と地域経済縮小の克服を実現するために、平成27年に「滑川市ひと・まち・産業(しごと)創生総合戦略」を策定し、同時に策定した「滑川市人口ビジョン」で掲げた将来展望を踏まえ、総合計画との整合を図りながら、分野横断的な取組みを進めてきました。

総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民の方々と共有する最上位計画である一方、総合戦略は、人口減少克服と地方創生を目的としているため、その範囲は限定されますが、引き続き基本目標を掲げ、その達成を目指しています。

政策の柱 政策基盤	政 策		総合戦略			
			①	②	③	④
強い滑川	1	農林業の振興			●	●
	2	水産業の振興		●	●	
	3	商業の振興		●	●	
	4	工業の振興			●	
	5	薬業の振興			●	
	6	雇用・職場環境の向上	●		●	
	7	地域資源のブランド化の推進		●	●	
	8	防災・減災・危機管理体制の推進		●		●
	9	防災・交通安全・消費者保護対策の推進		●		
	10	地域公共交通の整備		●		●
	11	道路交通網の整備		●		
	12	上下水道の整備				
優しい滑川	13	子育て支援の充実	●			
	14	生涯スポーツの振興		●		
	15	生活困窮者の支援				
	16	長寿社会への対応		●	●	
	17	障がい福祉の充実			●	
	18	地域福祉の推進		●		
	19	保健・食育・感染症対策の推進、地域医療の確保	●	●		●
	20	ダイバーシティが尊重される人に優しい共生社会の推進	●			
輝く滑川	21	学校教育の充実・教育のデジタル化		●		●
	22	青少年健全育成・地育地生の推進				
	23	生涯学習の充実				
	24	文化芸術の振興		●		
	25	人が集う魅力的なまちづくりと関係人口の創出		●		
	26	潤いのある景観の整備				
	27	環境保全対策の推進				
	28	SDGs未来都市の実現		●		
	29	公民連携によるまちづくりの推進				●
	30	観光の振興		●	●	●
行政経営の推進	31	デジタル技術を活用した持続可能なまちづくり				●
	32	市民との対話による開かれた市政運営				●
	33	市職員の能力を活かす組織づくり				
総合戦略	① 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組み					
	② 安心な暮らしを守るとともに、新たなひとの流れが生まれる魅力的なまちをつくる取組み					
	③ 新しいしごとが生まれ、安心して働けるまちをつくる仕組み					
	④ 未来技術を活用し地域課題の解決に向けた取組み					

図：第5次滑川市総合計画 施策体系

(2)滑川市人口ビジョン(平成 27 年(2015 年)10 月策定)

本市における喫緊の課題である人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環を実現するため、2060 年における目標人口を掲げ、将来展望を盛り込んでいます。

人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

- 1 空き家・空き地の増加
- 2 小売り店舗等の撤退の可能性
- 3 地域産業に担い手不足
- 4 地域コミュニティの機能低下
- 5 地方財政への影響(税收減少と扶助費増加)
- 6 公共施設の維持管理費の減少

目指すべき方向

人口課題への対応

- ①若い世代(結婚、出産、子育て世代)の就労、結婚、子育てなどの快適な生活環境や相談支援体制を整備
- ②若年層の人口流出の抑制・歯止め
- ③若年層・壮年層を中心とした人口流入の促進
- ④高齢者層をはじめとした健康長寿の一層の推進と市外からの定住化の促進

人口の将来展望

2060年の目標人口

人口減少対策を積極的に展開することにより、若い世代のUターン等の転入者の増加及び出生率の向上を図り、2060年の将来目標人口を30,000人と設定する。

図：滑川市人口ビジョン 将来展望

(3)滑川市都市計画マスタープラン(平成 28 年(2016 年)3月策定)

市全域を対象に現況を整理したうえで、都市の課題、都市計画の基本理念、将来像を示すほか、土地利用、都市施設、都市環境や景観の在り方など、分野別の都市づくり方針を示しています。

【都市計画の目標】

ひと・まち・産業が元気なまち 滑川

－ キラリン元気計画 －

基本方針

基本方針 1：安全・安心で快適に暮らし続けることができる機能集約型のまち 滑川

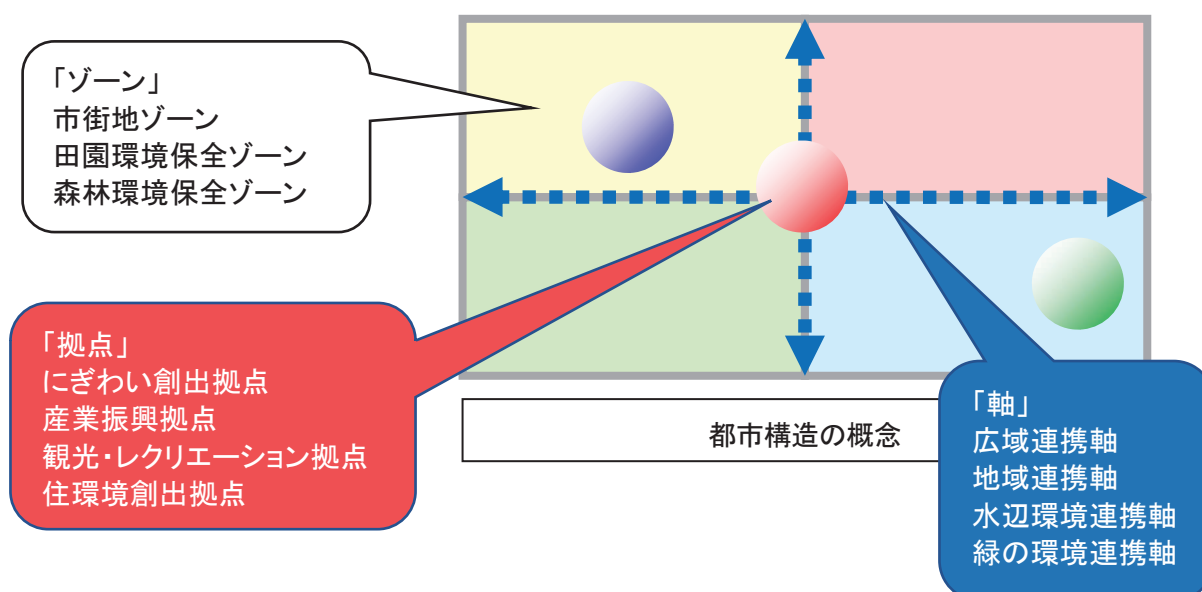
基本方針 2：豊かな自然と都市が共生した静かで暮らしやすい環境のあるまち 滑川

基本方針 3：賑わいと活気にあふれた多様な産業が発展するものづくりのまち 滑川

基本方針 4：市民・事業者・行政が協働して創るまち 滑川

都市構造の構成

本市の地形や都市の成り立ちを踏まえ、都市構造を構成する「拠点」、「軸」、「ゾーン」について、機能や配置を示し、都市の基本的な方向性を整理しています。



図：滑川市都市計画マスタープラン 都市構造の概念

将来都市構造図



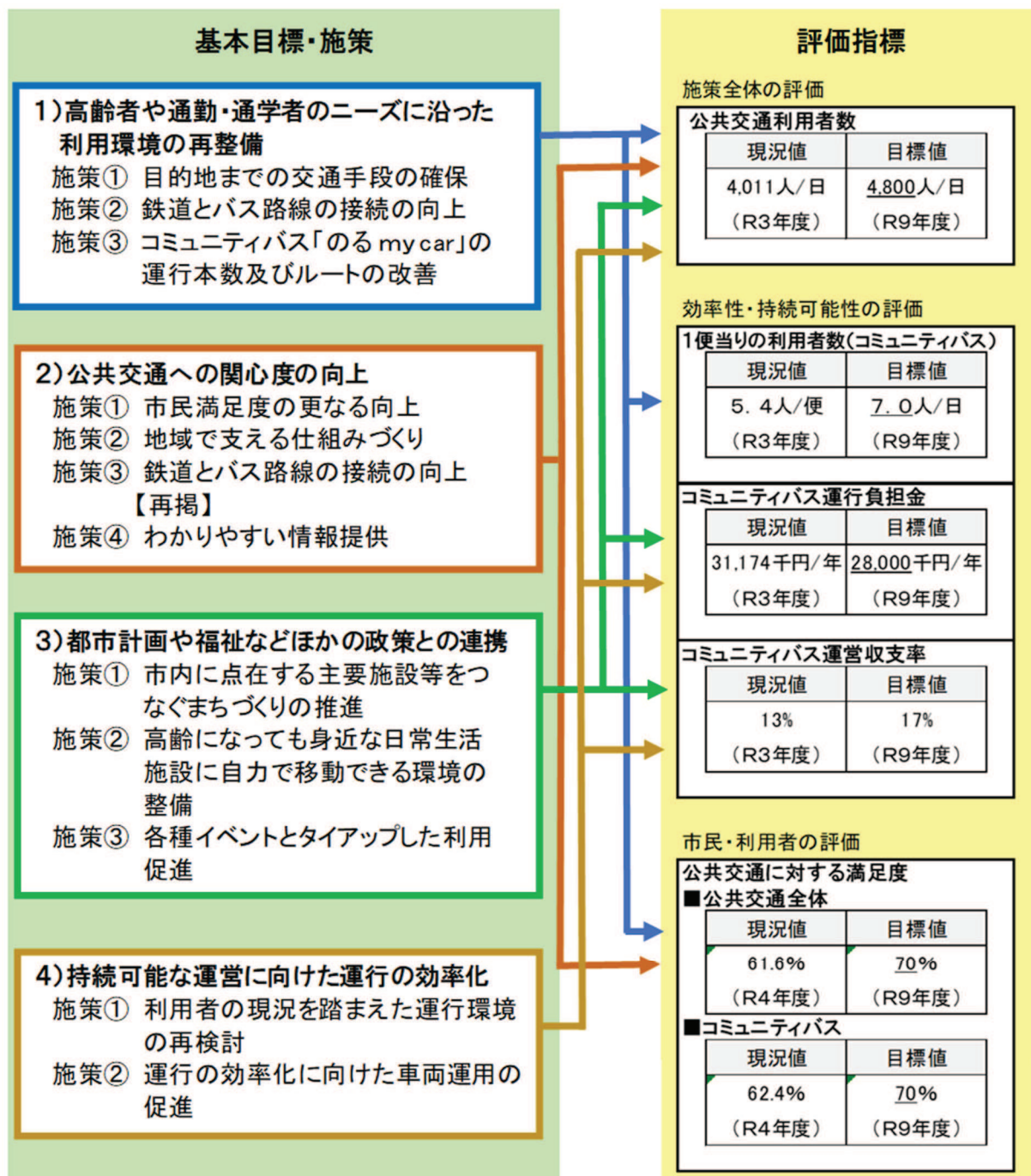
図：滑川市都市計画マスタープラン 将来都市構造

(4)滑川市地域公共交通計画(令和5年(2023 年)年3月策定)

更なる社会情勢の変化や市民ニーズに対応するために、多様な輸送資源を最大限に活用する取組みを定めるため策定されました。地域公共交通の持続可能な提供の確保に資するビジョンや事業体系（マスタープラン）を記載しています。

■目指す方向性(将来像)

誰もが利用しやすい持続可能な地域公共交通の確保



図：滑川市地域公共交通計画 施策体系

(5)滑川市地域防災計画(昭和 38 年(1963 年)年 10 月作成、以後全面修正、一部修正を繰り返している。)

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市の地域に係る災害に関し、災害予防・災害復旧について定め、市、防災関係機関、市民等が相互に連携し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる防災都市づくりの推進に資することを目的に作成されました。

地震・津波災害・風水害等・雪害・事故災害等・原子力災害と各種災害対策ごとに構成され、対策を講ずる内容となっています。

地震・津波災害対策編

計画的なまちづくり

安全・安心なまちづくりに向けた各種施策を実施するため、地域防災計画と総合計画及び都市計画マスタープランなど、まちづくりの方針と有機的な連携を図りながら、計画的なまちづくりを推進します。

災害に強いまちづくり

- (1) 地震に強いまちづくり
 - ①防災ブロックの形成、②防災空間の整備拡大、③建築物の耐震不燃化の促進
- (2) 津波に強いまちづくり
 - ①津波に強いまちの形成、②公共施設配置の考え方、③避難関連施設の整備
 - ・海岸保全施設等の整備
 - ・津波浸水想定区域及び津波避難場所等の設定
 - ・津波避難訓練
 - ・要配慮者(避難行動要支援者)への配慮
 - ・情報通信体制の整備
 - ・津波監視体制の整備

ライフライン施設の予防対策

上下水道施設、電力供給施設、ガス供給施設、通信施設、廃棄物処理施設

防災拠点

- ・地域防災拠点の整備
堅牢化・安全化に努め、施設機能の充実・強化を図る。
- ・公共土木施設等の耐震性等強化
- ・公共施設等の堅牢化・安全化の推進

風水害等対策編

計画的なまちづくり

風水害（台風、竜巻等突風、集中豪雨、洪水、高潮、がけ崩れ等）から市域を保全するため、地域の特性や環境、景観に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全事業等を計画的に実施し、風水害に強いまちづくりを推進します。

風水害に強いまちづくり

- ・ 治山
- ・ 砂防
- ・ 河川保全
- ・ 都市排水
- ・ 道路
- ・ 農地保全
- ・ 海岸保全
- ・ 港湾・漁港整備
- ・ 住宅・事業所等

災害危険地域等の予防対策

- ・ 土砂災害危険箇所の予防対策

土砂災害計画区域等、警戒避難体制の確立

指定名称	災害の種類	指定権限	指定の条件	対策の概要
土砂災害計画区域 (通称：イエローゾーン)	・ 土石流 ・ 地すべり ・ 急傾斜地の崩壊	県知事	土砂災害のおそれのある区域	・ 情報伝達、警戒避難体制の整備 ・ 要配慮者（避難行動要支援者）への情報伝達及び警戒避難体制の整備及び周知 ・ 警戒避難に関する事項の住民への周知
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)			建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域	・ 特定に開発行為に関する許可 ・ 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 ・ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 ・ 勧告による移転者への融資、資金の確保

- ・ 浸水想定区域

洪水ハザードマップ、避難確保計画

災害危険区域等

- ・ 土地利用に関する規制、誘導
- ・ 災害危険区域

雪害・事故災害対策編

予防計画

雪害は、事前に予測が可能であるとされています。豪雪に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害防止又はその被害を軽減するため、計画的に防災基盤の設備を促進し、雪害に強いまちづくりを推進することとされています。

雪害対策

- ・道路施設の整備・道路除雪体制の整備
- ・雪崩防止施設等の整備
- ・雪に強い都市機能の整備
- ・学校施設の整備
- ・雪害予防のための措置
- ・地域ぐるみ除排雪体制の推進

その他の災害

その他の災害についても、予防計画、応急対策計画及び復旧対策計画が定められており、防災対策事業の推進にあたっての基本となっています。

- ・危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等
- ・林野火災
- ・海上災害（船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等）
- ・航空災害（航空機の墜落炎上等）

原子力災害対策編

計画の目的

法令や国が示す指針等では、原子力災害について地域防災計画に策定する義務はないが、放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないなど、その特殊性を考慮し、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的としています。

災害の想定

- ・北陸電力株式会社「志賀原子力発電所」（石川県羽咋郡志賀町赤住1）
- ・緊急時に防護措置を準備する区域は、原発から概ね半径30kmの圏内。
- ・本市は、「志賀原子力発電所」から半径約60kmに位置します。

災害対策計画

●基本方針

法令に基づき、実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めることとしています。

- ・情報の収集・連絡体制・市民等への的確な情報伝達体制等の整備
- ・応急体制並びに救助・救急及び防護資機材等の整備
- ・避難収容活動体制の整備

4 課題の整理

第2章 2 現状把握以降での各種データを踏まえ、立地適正化に係る本市の課題についてまとめました。これらを踏まえ、滑川市立地適正化計画の策定に取り組んでいきます。

人口関係	課題	人口の低密度化の抑制
平成17年（2005年）までは増加傾向にあった人口は、緩やかに減少を続けています。 滑川東地区、滑川西地区を中心に設定されている「人口集中地区」における人口が減少し続けており、それに比例し、人口密度も減少を続けています。一方で市内北加積・西加積地区における人口・世帯数が増加しています。その他滑川東・西地区及び山加積地区を除く全地区で人口は減少していますが、世帯数が増加しています。 一般に「働き手」とされる生産年齢人口（15～64歳人口）も減少を続けており、生産年齢人口の減少により、労働力の不足、需要減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題に深刻化が懸念されます。 将来人口についても、人口減少の早さが鈍化したように見えますが、将来に向けて人口は変わらず減少するものと推計されており、医療・子育て・商業等の生活サービス機能の維持が困難となるおそれがあります。そのため、人口の低密度化を抑制する必要があります。		

土地利用関係	課題	・用途地域指定区域内の低未利用土地の有効活用 ・市街地拡大の抑制
用途地域指定区域における土地利用現況は、全体670.8haのうち、田・畑・山林及び河川などの自然的土地利用を除く都市的土地利用は、556.2ha・約83%を占めています。住宅用地については、186.5haで全体670.8haのうちの約28%を占めています。 用途地域指定区域内においては、田・畑、法面や改変工事中の土地を除く空き地及び空家・空店舗の存する土地とされる低未利用土地は、113.2ha残っている状況です。また、市内での空き家件数は769件にのぼり、内、滑川東地区・西地区で460件（滑川東307件・滑川西153件）となっており、約6割がこの地区に集中しています。このため、低未利用土地の有効活用が必要です。 用途地域指定区域内には、住宅が密集しており、商業施設、小・中学校などをはじめする公的施設などが集中しています。一方で郊外には幹線道路沿いに住宅が点在して密集する形になっており、小・中学校や国道8号沿いには大規模商業施設も点在しています。工業用地については、大規模なものは、早月川左岸や高速道路、国道8号沿いに集中して立地しています。 用途地域指定区域外における開発によって、人口や都市機能の低密度化が進行し、用途地域指定区域内に空き地や空家、空き店舗等が増加することが懸念されます。そのため、市街地の拡大の抑制を図る必要があります。		

公共交通関係	課題	・市民ニーズに合った公共交通の運用 ・まちづくり施策との連携と地域公共交通の確保
本市の公共交通ネットワークとして、あいの風とやま鉄道、地鉄電車、地鉄バス、市コミュニティバス「のる my car」が運行されています。またタクシー事業者による、タクシーや代行運行もあり、あらゆる交通モードにより、市内全域をカバーしている形となっています。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により令和2年度（2020年度）に各種交通事業において利用者数が落ち込み、未だ当該影響を受ける以前の水準にまで回復していない状況です。 目的地に向かう路線がない、運行時間が合わなく公共交通を利用していないという現状から、市民ニーズに合った公共交通の運用が必要です。また、都市計画や福祉等のまちづくり施策と連携し、主要施設等をつなぐまちづくりや誰もが利用しやすい地域公共交通の確保が必要です。		

都市施設関係	課題	・生活サービス機能の維持・向上 ・中滑川駅、滑川駅周辺の拠点性強化 ・日常的な生活サービスを提供する拠点の確保
用途地域内の病院・診療所などの医療機関の徒歩圏カバー率は約96%、保育所・園なども含む福祉施設は及び商業施設は約99%であり、概ね用途地域全域をカバーしています。一方で学校・地区公民館などは、滑川東・西地区や各加積にそれぞれ立地しています。今後、人口減少により、生活サービス施設が減少するおそれがあることから、生活サービス機能の維持・向上を図る必要があります。 また、中滑川駅、滑川駅周辺においては、市の中心的な拠点として、都市機能の集積や賑わい創出に資する施策の展開により、拠点性の強化を図る必要があります。 郊外部においては、地域コミュニティの維持のため、日常的な生活サービスを提供する拠点の確保が必要です。		

財政関係	課題	・安定的な財源確保、限られた財源の中で選択と集中によるまちづくり ・公共施設等及び社会インフラの集約化・在り方の検討
人口が減少していくとされるなかで、安定的な市税等の確保は重要な課題であると考えられ、特に景気に左右されない固定資産税の安定的な確保が肝要であることから、下落を続ける地価への歯止めが必要です。 今後は、子育て支援策の充実や障がい者の方の自立支援給付、高齢福祉のための社会福祉費に係る扶助費や、老朽化が急速に進行していくものと考えられる道路、水道及び下水道施設をはじめとする社会インフラ整備の改築・更新なども控えており、投資的経費の増加も予想されます。		

第3章 滑川市立地適正化計画の基本方針

1 基本的な方針

本市は、昭和 45 年度（1970 年度）の滑川都市計画用途地域の決定があったときから、富山地方鉄道中滑川駅の周辺部を商業業務機能が集積した地域として発展してきました。また、既成市街地であるあいの風とやま鉄道滑川駅と既成中心部を結ぶ沿線では、日常生活品購買を主体とする近隣商業地を配置してきました。

住宅地については、あいの風とやま鉄道滑川駅周辺から一般県道富山・滑川・魚津線までの地域において土地区画整理事業などを実施し、市街地の開発造成を促してきました。

その結果、あいの風とやま鉄道滑川駅周辺では、ショッピングセンター、商店街及び総合病院が立地し、富山地方鉄道中滑川駅周辺では、行政及び金融機関及び地区の特性を生かした商店街がそれぞれ立地しています。

一方、用途指定地域内を中心とし、都市計画道路、都市公園及び公共下水道の整備が進み、特に、既成市街地（滑川東地区及び西地区）に設定される「人口集中地区」では、平成 2 年（1990 年）まで地区内人口が 10,000 人を超え、人口密度についても、4,000 人/㎥を上回っていましたが、平成の初頭から、「人口集中地区」での人口は減少しはじめています。

また、用途指定地域外での大型ショッピングセンターをはじめとした商業施設の建設や住宅団地の造成を背景に、平成 17 年（2005 年）まで、市内総人口は増加を続けてきましたが、平成 17 年（2005 年）以降、本市の人口減少に歯止めがかからない状況にあり、令和 5 年 12 月発表の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も人口は変わらず減少するものとされています。

このような背景を踏まえ、本市においては、さらなる人口減少の進行をはじめ、社会構造の変化や新たな行政課題の発生など、まちづくりを取り巻く状況が変化していく中で滑川市第 5 次総合計画に定める『笑顔いっぱい、幸せいっぱい 光り輝く滑川』という目指すべき将来像の実現に向け、持続可能で安全・安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、関連計画の方針を踏まえた上で、「滑川市立地適正化計画」における、まちづくりの基本方針を定めます。

ア 滑川市都市マスタープラン(平成 28 年(2016 年)3月策定)で定める、都市計画の
基本方針

基本方針 1：安全・安心で快適に暮らし続けることができる機能集約型のまち 滑川

- ・適正な土地利用と既存ストックの有効活用によりコンパクトなまちづくりを推進し、市内はもとより市外からの定住化に向けたすみよいまちづくりを推進する。
- ・道路・交通網の整備によって、人や物の交流を推進する。
- ・誰もが安全に暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。
- ・身近な公園や緑地等の拡充、医療や福祉環境を充実することにより、子どもから高齢者までが安全に暮らすことができるまちづくりを推進する。

基本方針 2：豊かな自然と都市が共生した静かで暮らしやすい環境のあるまち 滑川

- ・ホタルイカが生息する富山湾をはじめ、東福寺野周辺の豊かな緑、扇状地に広がる優良な農地などは、滑川市の優れた自然環境として保全する。
- ・都市を取り巻く豊かな自然環境と共生し、静かな環境のなか心豊かに暮らせるとともに、長く積み重ねられてきた歴史・文化を土台とした美しい都市環境を創出する。

基本方針 3：賑わいと活気にあふれた多様な産業が発展するものづくりのまち 滑川

- ・農林水産業、工業、商業、薬業など滑川市の多様な産業が調和して発展できる環境を整えるとともに、市民などが元気に働くことができる雇用の場を創出する。
- ・滑川市の中心市街地などにおいて、市内外の人々が交流できる賑わいのある商業拠点を形成する。
- ・豊かな自然環境、歴史・文化などの地域固有の資源を活かしながら、時代の潮流を踏まえた観光産業や新たな産業の育成を図る。



基本方針 4：市民・事業者・行政が協働して創るまち 滑川

- ・市民・事業者・行政が協働して創るまちづくりを継続できる体制を構築する。
- ・まちづくりに関する情報を発信し、まちづくり（制度を含む）に対する市民や事業者の意識情勢を図る。

イ 滑川市人口ビジョン(平成 27 年(2015 年)10 月策定)で定める、人口の将来展望

本市が目指すべき将来人口規模を以下のように展望しています。

人口減少対策を積極的に展開することにより、若い世代のＵターン等の転入者の増加及び出生率の向上を図り、2060 年の将来目標人口を 30,000 人と設定する。

ウ 滑川市地域公共交通計画(令和5年(2023 年)3月策定)で定める、目指す方向性(将来像)

更なる社会情勢の変化や市民ニーズに対応するために、多様な輸送資源を最大限に活用する取組みを定めるため策定され、目指す方向性(将来像)を以下のように記載し、基本目標・施策を具体的に定めています。

誰もが利用しやすい持続可能な地域公共交通の確保

これらの関連計画や、「第2章 現状及び課題」を踏まえ、まちづくりの基本方針及び施策の基本方針を以下のとおり定めます。

現状把握の要点

- DIDの人口密度が減少
- 将来人口の減少による生活サービス機能の維持が困難となるおそれ
- コミュニティバスの利用者数は緩やかに減少傾向
- 用途地域内に都市施設が集中
- 用途地域内の低未用地は約17%（113.2ha）存在
- 滑川駅・中滑川駅周辺の地価の下落率が高い
- 市民の約7割に定住意向がある一方で10代から30代の市外への転出意向が比較的に高い
- 滑川駅、中滑川駅周辺の拠点整備ニーズが高い一方で用途地域外での拠点整備ニーズもある
- 買い物や飲食の施設や医療施設がなくなることへの不安が大きい
- 現在の住宅、商業、工業などの都市機能の維持が望まれている



主要な課題

人口の低密度化の抑制

都市機能・公共交通
サービスの維持

滑川駅・中滑川駅周辺の
拠点性強化・



まちづくりの方針

中心拠点を見つめ直し、地域・生活拠点からのアクセスを向上させ、「住んでみたい、行ってみたい」に加えて、「住んでいて良かった、住んでみて良かった、来てみて良かった」へつなげるまちづくり



施策の基本方針

- 中心部への移住・定住促進
- 生活環境の整備
- 市街地拡大を抑制するための適正な土地利用の規制・誘導

- 中心部や地域・生活拠点への都市機能の立地誘導
- 公共交通の利便性向上・利用促進
- 持続可能な公共交通に向けた運行の効率化

- 行政、医療、商業等の拠点施設の維持・立地誘導
- 滑川駅・中滑川駅周辺のウォーカブルなまちづくりの推進
- 交通結節点機能の強化

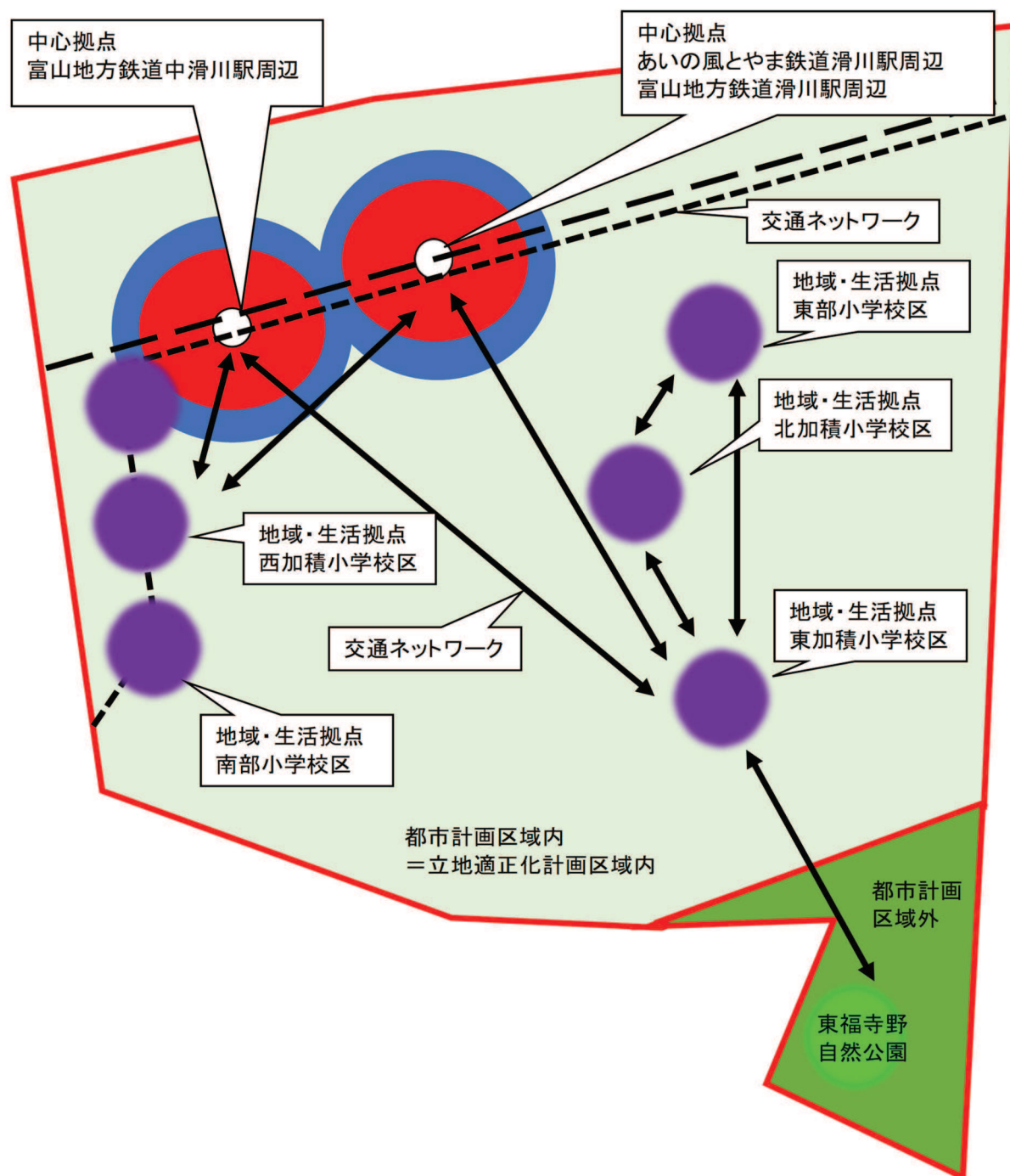
2 目指すべき都市の骨格構造

『滑川市都市計画マスタープラン』において、将来都市構造として、本市の地形や都市の成り立ちを踏まえ、都市構造を構成する「拠点」、「軸」、及び「ゾーン」を定め、機能や配置を示しています。

これら将来都市構造の考え方を踏まえるとともに、本計画のまちづくりの方針である「中心拠点を見つめ直し、地域・生活拠点からのアクセスを向上」を踏まえ、持続可能な多極・拠点集約型都市構造の実現に向けて、「中心拠点」、「地域・生活拠点」及び「交通ネットワーク」を設定し、本計画の目指すべき都市の骨格構造を定めます。

中心拠点	市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、住民に行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積等の高次の都市機能を提供する拠点 ● あいの風とやま鉄道滑川駅、富山地方鉄道滑川駅周辺 ● 富山地方鉄道中滑川駅周辺
地域・生活拠点	地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパー等、主として日常的な生活サービスを提供する拠点 ● 富山地方鉄道西滑川、西加積及び中加積駅周辺 ● 東部小学校、北加積小学校及び東加積小学校周辺
交通ネットワーク	中心拠点や地域生活拠点間及び近隣都市をつなぐ鉄道や道路の交通ネットワーク

目指すべき都市の骨格構造のイメージ



図：目指すべき都市の骨格構造